

平成 18 年 度

地方財政状況調査表作成要領

(都 道 府 県 分)

総務省自治財政局財務調査課

平成
18
年度

地方財政状況調査表作成要領
(都道府県分)

総務省自治財政局財務調査課

平成１８年度地方財政状況調査について

(都 道 府 県 分)

第一 調査要領

一 調査内容

この調査の内容は次のとおりである。

- １ 平成１８年度決算の状況
- ２ 平成１８年度公共施設の状況

二 会計の区分

地方団体の会計には、一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていないので、この調査における会計の区分は、次のとおりとする。

１ 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

２ 公営事業会計

(1) 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

- (ア) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (イ) 工業用水道事業
- (ロ) 交通事業（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）
- (ハ) 電気事業
- (ニ) ガス事業
- (ホ) 簡易水道事業
- (ヘ) 港湾整備事業

港湾整備事業とは、埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業をいう。

(ケ) 病院事業

病院とは、医療法第１条の５に規定する病床数２０床以上の施設を有するものをいう。なお一般行政上の目的から経営しているもの、例えば、大学附属病院、独立の伝染病院等で法非適用のものについては病床数の如何にかかわらず、病院事業として取り扱わないものである。

(セ) 市場事業

(ソ) と畜場事業

(タ) 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキーリフト等）、その他観光事業）

(チ) 宅地造成事業（住宅造成事業（臨海土地造成事業、その他造成事業））

(リ) 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域

下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業)

(セ) 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

(ソ) 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

(タ) 介護サービス事業

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる事業以外の事業で、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。

(3) 収益事業会計

収益事業会計とは、競馬、自転車競走、モーターボート競走、小型自動車競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。

(4) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、都道府県が直接実施している交通災害共済事業に係る会計をいう。

(5) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計とは、都道府県が設置する大学の附属病院事業に係る会計をいう。

三 調査期日

この調査の調査期日は、次のとおりである。

事 項	調 査 期 日
1 平成18年度決算状況 普通会計及び公営事業会計分（公営企業会計及びその他の公営企業会計を除く。）	平成19年5月31日現在（ただし、法適用の公営事業会計においては、平成19年3月31日現在）
2 平成18年度公共施設の状況	原則として、平成19年3月31日現在

四 報告期日

別途通知する。

五 調査結果の公表

この調査結果の公表予定は、次のとおりである。

事 項	公表年月（予定）
1 平成18年度都道府県決算状況調	平成20年 1月
2 " 市町村別決算状況調	" 2月
3 " 都道府県財政指数表	" 2月
4 " 類似団体別市町村財政指数表	" 3月
5 平成20年版地方財政の状況（地方財政白書）	" 3月
6 平成18年度地方公共団体の主要財政指標一覧	" 4月
7 " 地方財政統計年報	" 6月
8 " 地方財政各種分析資料	随 時

第二 普通会計入力要領

一 調査事項

調 査 表 ペ ー ジ	調 査 表 番 号	調 査 表 名	作成要領 ペ ー ジ
1	00	表紙	10
2	01	団体の概況	10
3-1	02	決算収支の状況	11
3-2	03	繰越額等の状況	11
4	04	歳入の状況 その1 歳入内訳	12
5	05	〃 その3 収入の状況	15
6	06	道府県税の徴収実績	16
7~8	07	歳出内訳及び財源内訳 (その1)	16
9~10	08	〃 (その2)	
11~12	09	〃 (その3)	
13~14	10	〃 (その4)	
15~16	11	〃 (その5)	
17~18	12	〃 (その6)	
19~20	13	〃 (その7)	
21-1~2	90	一般行政経費の状況	30
21-3	15	歳出の状況 その1 性質別経費の状況	30
22-1	16	〃 その2 人件費の状況	20・21
22-2	17	〃 その3 各種手当の単価等の状況	32
〃	〃	〃 その4 高等学校使用料等の状況	32
23-1	18	〃 その5 性質別歳出の内訳 (1) 物件費の状況	33
23-2	19	〃 (2) 補助費等の状況	33
〃	〃	〃 (3) 維持補修費及び公債費の状況	33
〃	〃	〃 (4) 生活保護の状況	33
24	50	〃 (5) 扶助費の内訳	33
25-1	20	歳出の状況 その6 維持補修費及び受託事業費の目的別の状況	34
25-2	91	職員給及び職員数の状況	34
26	21	投資的経費の状況 その1 普通建設事業費の状況	35
		(1) 補助事業費 (その団体で行うもの及び諸団体への補助金)	
27	22	〃 〃 (2) 補助事業費 (市町村への補助金)	
28	23	〃 〃 (3) 単独事業費 (その団体で行うもの及び諸団体への補助金)	
29	24	〃 〃 (4) 単独事業費 (市町村への補助金)	
30	25	〃 〃 (5) 国直轄事業負担金等	
31	84	投資的経費の状況 その2 用地取得費の状況 (1) 補助事業費	36
32	85	〃 〃 (2) 単独事業費	
33	86	〃 〃 (3) 合 計	
34	88	〃 〃 (4) 取得先別内訳	

調 査 表 ペ ー ジ	調 査 表 番 号	調 査 表 名	作成要領 ペ ー ジ
35-1	27	投資的経費の状況 その3 災害復旧事業費の状況	37
35-2	28	〃 その4 失業対策事業費の状況	
36	29	公営企業等に対する繰出し等の状況 その1 法非適用事業分	37
37	30	〃 その2 法適用事業分	37
38-1	31	基金の状況 その1 積立基金現在高の状況	38
〃	〃	〃 その2 定額運用基金現在高の状況	
38-2	32	〃 その3 その他特定目的基金・その他定額運用基金取崩し等の状況	39
39	87	その他特定目的基金の状況	39
40-1	33	投資及び出資金、貸付金の状況 その1 投資及び出資金の状況	40
40-2	34	〃 その2 貸付金の状況	
41	35	〃 その3 基金の運用による貸付金及び出資金の状況	
42	36	資金収支の状況	40
43	37	地方債の状況 その1 現在高の状況	41
44	38	〃 その2 繰上償還額及び公債費比率等の状況	44
45	39	〃 その3 借入先別及び利率別現在高の状況	46
46	40	〃 その4 年度別償還状況	46
47-1~2	93	一時借入金の状況	47
48-1	41	債務負担行為の状況 その1 債務負担行為の状況	47
48-2	〃	〃 〃 (つづき)	
49	42	〃 その2 目的別状況	49
50	45	道路交通安全対策の状況	49
52	51	施設の管理費等の状況	50
別 紙	52	市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）	
53	80	道路関係経費の状況	51
54	70	収益事業会計決算の状況 その1 収益事業会計決算の状況	52
55-1	71	〃 その2 宝くじ事業の状況	
55-2	72	〃 その3 収益金の使途状況	53
56	73	交通災害共済事業会計決算の状況	53
57	74	公立大学附属病院事業会計決算の状況	54
58-1	75	公営事業会計に係る事業債現在高等及び普通建設事業費等の調	54
58-2	76	公営事業会計に係る事業債の借入先別及び利率別調	54
58-3	92	公営事業会計に係る事業債の年度別償還状況	54

二 普通会計の算定方法

この調査は、普通会計の純計決算額を調査するものである。普通会計に属する一般会計といくつかの特別会計を単純に合算しただけでは相互に重複する部分があるので、これらの会計間の重複を控除するほか、年度間のずれ等を調整した純計決算額を下記により算定する必要がある。

純計の方法

普通会計の純計決算額は、次の順序により算定する。

1 各特別会計の分別

(1) 各特別会計を普通会計に属するものと、公営事業会計に属するものに大別する。

(2) 普通会計を構成する各特別会計を、次の3区分に分別する。

(ア) 印刷事業等特別会計

印刷事業、自動車修理事業、砂利碎石事業等のように、従来は外部に発注していたものを、経費節減等の目的のため部内において施設を設けて、その事業を行うこととして、その事業を経理している会計及び収益を目的として設置したこれらに類する会計

(イ) 用品等管理特別会計

用品管理会計、自動車管理会計のように、従来は一般会計等の個々の会計で処理していた用品の調達、自動車の運転等の事務を集中管理する会計

(ロ) その他の特別会計

2 予算の繰越しと繰上充用との調整

平成17年度において継続費の通次繰越、明許繰越、又は事故繰越を行い、一方、平成17年度の歳入が歳出(又は歳出とこれら繰越事業費に係る翌年度へ繰り越すべき財源の合計額)に不足したことに伴い、平成18年度の歳入を繰上充用したため平成18年度の決算において、歳入に繰越額があると同時に歳出に繰上充用額が計上されている場合は、そのような空財源による予算繰越がなかったものとみなして、平成18年度の歳入歳出決算額に調整を加える。

3 普通会計と公営事業会計との調整

一般会計等普通会計に属する各会計と、公営事業会計との間の経理の入組みを本来の負担区分に従って分別整理する。この場合の例としては、一般会計等において公営事業会計分の公債費や建設事業費(本来公営事業会計に属すべき歳出)を負担するとともに、一般会計の歳入においてこれらに伴う国庫支出金等の収入(本来公営事業会計に属すべき歳入)を計上している場合、一般会計等の負担額がこれらの収入額より多いか少ないかによって、次のとおり区分する。

(ア) 〔一般会計等の負担額(一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳出)〕 > 〔一般会計等の収入額(一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳入)〕 となっている場合

一 般 会 計 等 (甲)

歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500
(乙)に属すべき歳入	50	(乙)に属すべき歳出	80
その他の歳入	4,950	その他の歳出	4,420
(乙)への歳入の移替	△ 50	(乙)への歳出の移替	△ 80
		(乙)への繰出金	30
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450

公 営 事 業 会 計 (乙)

歳 入 合 計	300	歳 出 合 計	270
(甲) からの歳入の移替	50	(甲) からの歳出の移替	80
(甲) からの繰入金	30		
調整後歳入合計	380	調整後歳出合計	350

この場合(乙)会計が法適用の公営事業であるときは(甲)会計の「(乙)への繰出金」は「(乙)への貸付金(又は、出資金、補助金、負担金)」、(乙)会計の「(甲)からの繰入金」は「(甲)からの借入金(又は出資金、補助金、負担金)」となる。

(i) 〔一般会計等の負担額〕 < 〔一般会計等の収入額〕 となっている場合

一 般 会 計 等 ㊸

歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500
㊸に属すべき歳入	100	㊸に属すべき歳出	50
その他の歳入	4,900	その他の歳出	4,450
㊸への歳入の移替	△ 100	㊸への歳出の移替	△ 50
㊸からの繰入金	50		
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450

公 営 事 業 会 計 ㊹

歳 入 合 計	500	歳 出 合 計	470
㊸からの歳入の移替	100	㊸からの歳出の移替	50
		㊸への繰出金	50
調整後歳入合計	600	調整後歳出合計	570

この場合㊹会計が法適用の公営事業であるときは、㊸会計の「㊸からの繰入金」は「㊸からの貸付金元利収入(又は繰入金)」、㊹会計の「㊸への繰出金」は、「㊸への償還金(又は繰出金)」となる。

4 普通会計内の繰入れ、繰出しの調整

普通会計を構成する一般会計と各特別会計間の繰入れ、繰出しの調整を行う。この場合、繰入れ、繰出しとは(款)繰入金、繰出金のみならず、例えば、負担金、分担金、出資金及び貸付金等を含み、また、公共用地取得特別会計等と一般会計等との間の用地売買額(用地会計における財産収入、一般会計等における普通建設事業費のうち用地相当分)をも含むものである。

調整の順序は、まず、一般会計と前記「1 各特別会計の分別」のうちの(2)の(i)「その他の特別会計」を構成する各特別会計(すなわち、印刷事業等特別会計と用品等管理特別会計とを除いた各特別会計)相互間の繰出しと繰入れの調整を行う。その後、これらの歳入、歳出については、それぞれ合算して純計額を算出する。

㊤ 一般会計

歳入合計	4,950	歳出合計	4,450
Aからの繰入	30	Aへの繰出	50
Bからの繰入	50	Bへの繰出	40
小計	80	小計	90
その他の歳入	4,870	その他の歳出	4,360
控除	△ 80	控除	△ 90
控除後歳入	4,870	控除後歳出	4,360

㊤ 特別会計

歳入合計	180	歳出合計	150
㊤からの繰入	50	㊤への繰出	30
㊤からの繰入	30	㊤への繰出	40
小計	80	小計	70
その他の歳入	100	その他の歳出	80
控除	△ 80	控除	△ 70
控除後歳入	100	控除後歳出	80

㊤ 特別会計

歳入合計	300	歳出合計	280
㊤からの繰入	40	㊤への繰出	50
㊤からの繰入	40	㊤への繰出	30
小計	80	小計	80
その他の歳入	220	その他の歳出	200
控除	△ 80	控除	△ 80
控除後歳入	220	控除後歳出	200

㊤ ㊤ ㊤ の純計

歳入	歳出
㊤ 4,870	㊤ 4,360
㊤ 100	㊤ 80
㊤ 220	㊤ 200
甲計 5,190	甲計 4,640

5 印刷事業等特別会計との調整

次に前記「1の(2)の(7)」の印刷事業等特別会計㊤と「4」までに合算した純計額甲との間の繰入れ、繰出しの調整を行う。

一 般 会 計 等 甲

歳 入 合 計	5,190	歳 出 合 計	4,640
◎からの繰入	30	◎への繰出	80
その他の歳入	5,160	その他の歳出	4,560
控 除	△ 30	控 除	△ 80
控 除 後 歳 入	5,160	控 除 後 歳 出	4,560
㊦歳入再計	5,160	◎会計の決算収支	30
		歳 出 再 計	4,590

印刷事業等特別会計◎

歳 入 合 計	400	歳 出 合 計	380
甲からの繰入	80	甲への繰出	30
その他の歳入	320	その他の歳出	350
控 除	△ 80	控 除	△ 30
控 除 後 歳 入	320	控 除 後 歳 出	350
歳 入 歳 出 差 引		△ 30	

(注) 印刷事業等特別会計◎の決算収支を算出する場合、歳入には前年度からの繰越金を、歳出には前年度繰上充用金をそれぞれ含めない単年度の収支を算出すること。

この場合、印刷事業等特別会計◎の歳入歳出差引が設例のように負（マイナス）の場合は、その額だけ一般会計等甲の歳出「総務費、総務管理費」（目的別）及び「物件費、その他」（性質別）に加算するが、反対に正（プラス）の場合には、その額だけ一般会計等甲の歳入の「諸収入、雑入」に加算する。

6 用品等管理特別会計との調整

さらに、前記「1の(2)の(イ)」の用品等管理特別会計⑩と「5」までに合算した一般会計等純計額「㊦」との間の繰入れ、繰出しとの調整を行う。

この場合、用品等管理特別会計⑩において、人件費又は積立金を負担していない場合には、前記「5」の印刷事業等特別会計◎の調整方法と同一方法によるが、人件費又は積立金を用品等管理特別会計⑩で負担している場合には、次のように調整を行う。

一 般 会 計 等 ㊦

歳 入 合 計	5,160	歳 出 合 計	4,590
⑩からの繰入	30	⑩への繰出	200
その他の歳入	5,130	その他の歳出	4,390
控 除	△ 30	控 除	△ 200
控 除 後 歳 入	5,130	控 除 後 歳 出	4,390
		⑩の歳出移替（人件費）	50
歳 入 再 計	5,130	歳 出 再 計	4,440
		⑩特別会計の歳入歳出差引	100
甲 歳 入 純 計	5,130	歳 出 純 計	4,540

用品等管理特別会計⑩

歳 入 合 計	500	歳 出 合 計	480
国からの繰入	200	国への繰出 人 件 費	30 50
その他の歳入	300	その他の歳出	400
控 除 △	200	控 除 △	30
控 除 後 歳 入	300	控 除 後 歳 出	450
		国への歳出移替(人件費)	△ 50
歳 入 再 計	300	歳 出 再 計	400
歳 入 歳 出 差 引 △		100	

この場合、人件費の用品等管理特別会計⑩から一般会計等国への移替は、一般会計等国中の人件費の各該当科目（目的別には「総務費」になる場合が多い。）に移し替える。（積立金の場合も同様である。）

また、用品等管理特別会計⑩の歳入歳出差引の算出方法及びその取扱いについては、前記「5印刷事業等特別会計との調整」の場合と同様とする。

7 繰越金と前年度繰上充用金との調整

以上のようにして算定された一般会計等決算純計（甲）には、普通会計を構成する各特別会計が含まれているので、個々の会計の前年度の決算が赤字であるか又は黒字であるかにより、歳出に前年度繰上充用金が計上されるか又は歳入に繰越金が計上されており、その結果、一般会計等決算純計（甲）においては、これらの前年度繰上充用金及び繰越金のそれぞれの合算額が計上されているので、最後にこの調整を行う。

この場合、両者の差額のみ、金額の多い項目として存置する。

繰越金＞前年度繰上充用金の場合の例

区 分	17年度	18年度	
	歳入歳出差引額	歳入（繰越金）	歳出（繰上充用金）
① 会 計	100	100	
② 会 計	△ 80		80
③ 会 計	50	50	
合 計	70	150	80

一 般 会 計 等（甲）

歳 入	5,130	歳 出	4,540
繰 越 金	150	前年度繰上充用金	80
そ の 他 の 歳 入	4,980	そ の 他 の 歳 出	4,460

普 通 会 計 (甲)

歳 入	5,050	歳 出	4,460
繰 越 金	70		
そ の 他 の 歳 入	4,980	そ の 他 の 歳 出	4,460

三 調査表入力上の一般的注意事項

- 1 電子調査表により分類、集計等を行うので、調査表の各項目（地方公共団体コード、団体名、数値等）が正確に入力されていない場合は、地方公共団体において、後日、数値訂正に多大の労力と日数を要し、事務処理においても相当の混乱が生ずるため作成要領を十分参照のうえ、各調査表を作成するとともに、突合表等により数値を突合し、正確を期すること。
- 2 該当のない項目欄は空欄とし、ハイフン（－）、ゼロ（０）等は入力しないこと。
- 3 「地方公共団体コード」には、地方公共団体の行財政関係の統計資料等に用いるため定めた「地方公共団体コード（総務省）」により入力すること。
- 4 「検算」欄は意味のない合計数値であるが、算出により正確に入力すること。例えば、財政力指数 0.40000 と入力する場合、40000 とし検算する。
- 5 各調査表は、原則として、横の欄を「行」として行番号を、縦の欄を「列」として欄外の（ ）内に列番号を記載してある。

四 各調査表入力上の留意事項

表紙

普通会計における実質収支等の各欄には、次のとおり入力すること。

- (1) 当該収支が黒字の場合には「１」
- (2) 当該収支が赤字の場合には「２」

01表 団体の概況

- (1) この表は、全団体が入力する。
- (2) 「基準財政収入額」、「基準財政需要額」には、平成１８年度の地方交付税に係るそれぞれの計数を入力する。この場合、「基準財政需要額」及び「基準財政収入額」は、一本算定による額で錯誤に係る額を除いた額を入力する。
- (3) 「標準税収入額等」には、次の方式により算出した額を入力する。なお、東京都については、地方財政再建促進特別措置法施行令第１１条の２第１項第１号に規定する 0.05 及び 0.2 を乗ずるべき合算額の合計を入力する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{所得譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{所得譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right]$$

- (4) 「標準財政規模」には、次の方式によって算出した額を入力する。
(標準税収入額等) + (普通交付税)

(注 各計数は、平成18年度の地方交付税に係る額である。)

- (5) 「財政力指数」には、平成16年度、平成17年度及び平成18年度の 基準財政収入額 (小数点第6位を四捨五入する。)の合計の1/3の数値(小数点第6位を四捨五入し、第5位まで記入する。)を入力する。

02表 決算収支の状況

- 1 「平成18年度」欄には、次のとおり入力する。

- (1) 「歳入総額」には、 04表 歳入内訳 の「歳入合計」(2行8列)の額。
- (2) 「歳出総額」には、 13表 歳出内訳及び財源内訳 の「歳出合計」(56行1列)の額。
- (3) 「翌年度に繰り越すべき財源」には、 03表 繰越額等の状況 の「翌年度に繰り越すべき財源」(9行11列)の額。
- (4) 「積立金」には、 31表 基金の状況その1 積立金現在高の状況 の「歳出決算額」の「1財政調整基金」(1行2列)の額。
- (5) 「繰上償還金」には、 38表 繰上償還額及び公債費比率等の状況 の「①のうち繰上償還額」の「任意に行ったもの②」の「計」(3行5列)の額。
- (6) 「積立金取崩し額」には、 31表 基金の状況その1 積立金現在高の状況 の「取崩し額」の「1財政調整基金」(1行3列)の額。

- 2 「平成17年度」の欄には、平成17年度決算として報告済の数値を入力する。したがって、決算報告後、誤りが発見された場合であっても修正せず、そのまま前年度報告数値を転記する。

03表 繰越額等の状況

- 1 「継続費通次繰越額」には、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について平成19年度に通次繰越しを行った繰越額について計上する。
- 2 「繰越明許費繰越額」には、地方自治法第213条第1項の規定により、平成18年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより平成19年度に繰り越した額について計上する。
- 3 「事故繰越繰越額」には、地方自治法第220条第3項の規定により、平成18年度の歳出予算の経費のうち、平成18年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、平成19年度に繰り越した額について計上する。
- 4 「事業繰越額」には、平成18年度の歳出予算の経費のうち、諸般の事情から、平成18年度において支出負担行為をすることができなかったため、平成18年度においては不用額とし、平成19年度において新たに歳出予算に計上するものについて計上する。
- なお、支出負担行為はしたが、地方自治法第220条第3項の事故繰越の手続をとらなかったものについてもここに含める。
- 5 この調査では、前記の4の場合のほか、次のような場合についても、事業繰越とみなして取り扱うものとする。
- (1) 当該団体において、退職金及び退職年金費について特別会計を設けて経理している場合、当該特別会計の歳計剰余金は事業繰越として取り扱う。
- (2) 当該団体において、社会福祉又は産業振興等の目的により、特別会計を設けて貸付けを行っている場合、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剰余を生じたときは、当該不用額は、後年度において貸し付けのための財源として、事業繰越として取り扱う。
- 6 「支払繰延額」には、平成18年度末までに債務が発生したが、その支払が平成18年度においてできなかったため、平成19年度にその支払を繰り延べたものについて計上する。

- 7 「未収入特定財源」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延を行った場合、当該繰越額及び繰延額のうち、平成18年度中に歳入されず、平成19年度において確実に収入が見込まれる特定財源のうち、補助指令のあった国庫支出金、許可のあった地方債、受託事業収入（委託団体において繰越措置を行ったもの）並びに収入調定済の分担金及び負担金のほか、地方道路整備臨時交付金等の額を計上する。なお、地方道路整備臨時交付金等については、7～13表「歳出内訳及び財源内訳」において一般財源等として扱われることから、3表の「未収入特定財源の内訳」では「国庫支出金」には含めず「その他」に計上する。
- 8 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額等から未収入特定財源を控除した額を計上する。なお、未収入特定財源が繰越額等よりも大きい場合には、未収入特定財源は繰越額等相当額を限度とし、「翌年度に繰り越すべき財源」欄に△（マイナス）の数値を計上しない。
- 9 「2 普通建設事業費」及び「3 災害復旧事業費」において、「(1)補助事業費」には補助事業費、国直轄事業負担金及び受託事業費のうち補助事業費を、「(2)単独事業費」には単独事業費、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうち単独事業費を計上する。

04表	歳入内訳
-----	------

- 1 「1 地方税」には、地方税法に規定する普通税（法定普通税及び法定外普通税）、旧法による税、目的税（法定目的税及び法定外目的税）及び国有資産等所在都道府県交付金を計上する。
- なお、地方消費税については、清算後の額（国から払い込まれた譲渡割及び貨物割の額に地方税法第72条の114の規定により他の都道府県から支払を受けた金額を加算し、他の都道府県に支払った金額を減額して得た額。）を計上する。
- 2 「8 使用料」には、公の施設の利用又は地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収される使用料及び水利権又は無体財産権の使用等に対するものを計上する。
- なお、普通財産及び物品等を行政目的に支障のない範囲で貸し付ける場合の収入は、「12 財産収入」の「(1) 財産運用収入」に計上する。
- (1) 「(1)授業料」には、高等学校及びその他の学校における入学金及び通信教育受講料を含めて計上する。
- (2) 「(3)公営住宅使用料」には、公営住宅法及び住宅地区改良法により国の補助を受けて建設した住宅並びに当該団体が住民に貸与する目的で単独で建設した住宅等に係る使用料を計上する。
- ただし、職員住宅の賃貸料は、「12 財産収入」の「(1)財産運用収入」に計上する。
- 3 「9 手数料」には、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料について、「(1)法定受託事務に係るもの」及び「(2)自治事務に係るもの」に分けて計上すること。
- なお、一部の使用料及び手数料の徴収について証紙による収入の方法によっている場合は、その経理の形態の如何（証紙収入を特別会計によって経理している場合を含む。）を問わず、証紙の消印実績高に応じて各項目に分別計上する。したがって、証紙売りさばき高と消印実績高との差額は、消印実績高によってあん分すること。
- 4 「10 国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程第17条第2項の規定に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金又は交付金（まちづくり交付金等、本表に特記された交付金のいずれにも属さない交付金）の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものについて計上する。
- また、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等に基づく高率補助金等

のように、「一般財源等」に振り替えられた国庫支出金についても、交付目的により目的別に区分して計上する。

- (1) 「(1)義務教育費負担金」には、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づく義務教育職員の給与及び恩給に係る負担金を計上する。
- (2) 「(2)生活保護費負担金」には、生活保護法に規定する補助金のうち、保護費（委託事務費を含む。）及び施設事務費並びに生活保護運営対策事業費等補助金等に係る額を計上する。
- (3) 「(3)児童保護費負担金」には、児童福祉法に規定する補助金のうち、児童保護措置費、児童相談所費、一時保護所費、身体障害児援護費、心身障害児（者）対策費、結核児童療育費、特別保育事業費、保育士修学資金貸与費、法施行事務費及び児童館運営費に係る額を計上する。
- (4) 「(4)結核医療費負担金」には、結核予防法の規定に基づく医療費及び公費負担医療費適正化対策費に係る額を計上する。
- (5) 「(5)精神保健費負担金」には、精神保健法に基づく補助金のうち、精神保健センター運営費、措置入院費、法施行事務費、通院医療費及び精神障害者社会復帰施設運営費に係る額を計上する。
- (6) 「(6)老人保護費負担金」には、老人福祉法に規定する補助金のうち、老人保護措置費に係る額を計上する。
- (7) 「(2)～(6)」のうち、施設整備費補助金に係る額は、すべて「(7)普通建設事業費支出金」に計上する。
- (8) 「(7)普通建設事業費支出金」には、道路、橋りょう等の公共土木施設、農林水産業施設、文教施設、治山治水施設、公営住宅、農業農村整備、その他の建設事業に係る支出金及び災害関連事業に係る支出金を計上する。なお、都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金等もこの欄に含めて計上する。
- (9) 「(8)災害復旧事業費支出金」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、その他災害特別措置法に基づく公共土木施設、農林水産業施設、公営住宅、教育施設、社会福祉施設、保健衛生施設等の災害復旧事業に係る支出金を計上する。
- (10) 「(9)失業対策事業費支出金」には、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業に係る支出金を計上する。
- (11) 「(10)委託金」には、もっぱら国の利害に関係のある事務に係るもので、国会議員の選挙、国の統計及び調査に要する経費、検疫に要する経費、外国人登録に要する経費、医薬品の検定に要する経費及び代行工事による国からの委託金について計上する。
- (12) 「(11)財政補給金」には、小災害地方債元利補給金、首都圏等整備事業債利子補給金、新産業都市等建設事業債調整分利子補給金、交付地方債元利償還金補助金及び史跡等購入費補助金（元利補給のみ）等を計上する。
- (13) 「(12)電源立地地域対策交付金」には、発電用施設周辺地域整備法第7条及び電源開発促進対策特別会計法施行令第1条の規定により、交付金として交付された額を計上する。
- (14) 「(13)石油貯蔵施設立地対策等交付金」には、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令第1条の規定により、交付金として交付された額を計上する。
- (15) 「(14)その他」には、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の国からの貸付金を含めて計上し、土地区画整理組合貸付金、都市開発資金貸付金、消費生活協同組合貸付金、住宅金融公庫資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、駐車場整備資金貸付金、農業共済基金貸付金及び国産材産業振興資金貸付金の国からの貸付金で普通会計に係るものは、

「１７ 地方債」に計上する。なお、道路整備緊急措置法に基づく地方道路整備臨時交付金もこの欄に含めて計上する。

- ５ 「１２ 財産収入」中「(1)財産運用収入」には、財産貸付収入（職員住宅の賃貸料を含む。）、基金運用収入、株式配当金及び公社債利子等を計上する。

「(2)財産売却収入」中「②立木竹」には、分収林契約に基づく分収金を含めて計上する。

- ６ 「１４ 繰入金」には、当該団体の公営事業会計からの繰入金、基金繰入金を計上する。

なお、収益事業会計から繰入れを行う場合、当該事業の収益金の繰入れであるときは、「１６ 諸収入」の「(6) 収益事業収入」に計上し、また、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営事業会計から当該会計に対する貸付金の元利償還に相当するものを受け入れる場合は、「１６ 諸収入」の「(3)公営企業貸付金元利収入」に計上する。

- ７ 「１５ 繰越金」の「(1)純繰越金」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金を計上する。

- ８ 「１６ 諸収入」は、次により区分して計上する。

- (1) 「(1)延滞金、加算金及び過料」には、地方税、使用料等に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び過料について計上する。
- (2) 「(2)預金利子」には、歳計現金等の預け入れから生じた利子（歳計現金の現先運用による運用益を含む。）のみについて計上する。
- (3) 「(3)公営企業貸付金元利収入」には、地方公営企業法第１８条の２の規定により公営事業会計に貸し付けられた貸付金の元利償還金を計上する。

なお、短期貸付けについては、歳計現金の運用として処理することとされているが、これを決算に計上している場合は、その償還金も便宜上ここに含める。

- (4) 「(4)貸付金元利収入」中「①市町村からのもの」は、市町村に貸し付けたものに係る元利収入を計上する。

「②その他からのもの」には、厚生年金保険積立金等の還元融資として借り受け、これを他の法人等に貸し付けたものに係る回収金、道路開発、観光開発、宅地開発公社等の貸付金の返還金、中小企業合理化資金、農業近代化資金等の目的で、商工組合中央金庫、農林漁業金融公庫等への預託、その他奨学資金、更生資金の貸付け、生業資金の貸付け、住宅資金の貸付けを行っている場合の元利返還金を含む。

- (5) 「(5)受託事業収入」には、「①同級他団体からのもの」、「②市町村からのもの」及び「③民間からのもの」とに区分して、それぞれ契約に基づき委託を受けた普通建設事業及び災害復旧事業の受託事業の受託事業収入について計上し、建設事業以外の事務の受託による収入は、同級他団体からのものについては「６ 分担金及び負担金」の「(1)同級他団体からのもの」に、市町村からのものについては同「(2)市町村からのもの」に計上し、民間からのものは「(8)雑入」の「②その他からのもの」に計上する。

- (6) 「(6)収益事業収入」には、地方公営企業法の適用の有無を問わず、競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業、小型自動車競走事業及び宝くじ事業の収益金（収益事業会計から繰り入れた金額）を計上する。この場合、宝くじ賞金の時効完成による益金も含めて計上する。

- (7) 「(7)利子割精算金収入」には、地方税法第６５条の２の規定に基づく収入を計上する。

- (8) 「(8)雑入」中「②その他」には、以上に特記された諸収入のいずれにも属さない収入を計上する。なお、過年度に属する収入については、それぞれの科目に分別して計上する。

- ９ 「１７ 地方債」には、特定の建設事業費等の財源に充てるため起した都道府県債の収入額及び起債前借分

を含めて計上する。この場合、次のことに注意すること。

- (1) 額面価額を割り引いて一般公募の形式で発行された市場公募債等については、券面金額による収入があったものとして計上する。この場合の差額（割引料）は、歳出の公債費において措置する。また、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は、普通会計決算額には含めない。
- (2) 起債前借分は、起債前貸借入申込書により 18 年度に借り入れた額で歳入決算したもののみを計上する。この場合、翌年度に長期資金借入申込書によって借り入れる収入額には起債前借りと長期資金借入額との差額を計上することとなる。
- (3) 土地区画整理組合貸付金、都市開発資金貸付金、消費生活協同組合貸付金、住宅金融公庫資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、駐車場整備資金貸付金、農業共済基金貸付金及び国産材産業振興資金貸付金の国からの貸付金で普通会計に係るものは、地方債としてここに計上する。

05表	収入の状況
-----	-------

- (1) 収入科目の区分は、04表 歳入内訳 の科目区分に準拠しており、関係科目の金額は 04表 歳入内訳 の該当科目の金額のそれぞれに一致するものである。

（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金、15大都市所在道府県にあっては軽油引取税交付金相当額を差し引いた額と一致するものである。なお、東京都にあってはさらに特別区財政調整交付金相当額を差し引いた額と一致する。）

なお、「17地方債」の「うち減税補てん債」には、平成18年度に地方財政法第5条の特例として発行された「減税補てん債」を計上する。

- (2) 臨時的収入と経常的収入との区分は、各団体において毎年度経常的に収入されるかどうかという基準と、ほとんどの団体で収入が予想されるかどうかという2つの基準によって行われ、おおむね次に掲げるような収入を臨時的収入とする。

ア 地方税のうち、法定外普通税、法定外目的税及び適用期限のある超過課税分

イ 地方交付税のうち、特別交付税

ウ 財産収入のうち、不動産売払収入、物品売払収入、生産物売払収入（常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く。）、基金運用収入

エ 分担金及び負担金（ただし、社会福祉施設等に対して入所を委託している場合に係る負担金を除く。）

オ 寄附金

カ 繰入金

キ 繰越金

ク 地方債

ケ 諸収入のうち延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む。）、受託事業収入、収益事業収入及び雑入（国民年金印紙売りさばき手数料等経常的に収入されるものを除く。）

コ 国庫支出金、使用料及び手数料のうち、建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源に充てるため収入されたもの

サ 国庫支出金のうち、各種利子補給金及び過年度分の精算に係る額（ただし、義務教育費国庫負担金及び生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰返し精算されるものの精算額は除く。）

シ 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）

- (3) 「一般財源等」と「特定財源」との区分は、**07表～13表 歳出内訳及び財源内訳** における財源区分と同様である。したがって、本表の各収入科目の臨時・経常の一般財源等の合計額は **13表 歳出内訳及び財源内訳** の「一般財源等」の「歳出合計」の額（56行10列）に「一般財源等」の「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金」の額（58行10列）を加減した額（ただし利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金、15大都市所在道府県にあっては軽油引取税交付金相当額を差し引いた額。なお、東京都にあってはさらに特別区財政調整交付金相当額を差し引いた額）と一致するものである。

06表 道府県税の徴収実績

- 1 「(3)地方消費税」には、清算前の額を計上する。
- 2 「一、普通税2法定外普通税」及び「二、目的税2法定外目的税」には、法定外普通税及び法定外目的税を課税することを条例で規定している都道府県について計上するものであるが、税目ごとの計上は要しないものである。
- 3 「標準税率超過調定額」には、現年課税分について都道府県の条例で定める税率がそれぞれ地方税法に規定する標準税率を超えている場合に、当該都道府県の条例で定める税率による場合と標準税率による場合との差額を計上する。

この場合の算出要領は、次のとおりである。

(1) 法人関係税

法人関係税の「標準税率超過調定額」については、平成19年4月5日付総財交第30号「平成19年度普通交付税、地方特例交付金及び特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（総務省自治財政局交付税課長名照会）のうち「(収入関係)第3 道府県民税法人税割の調定額等に関する調」における「標準税率超過相当分」の算出要領に準じて算定する。

(2) (1)以外の税

$$\text{現年課税分調定済額} \times \frac{\text{当該都道府県の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該都道府県の税率}} = \text{標準税率超過調定額}$$

なお、 $\frac{\text{当該都道府県の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該都道府県の税率}}$ については、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで求める。

- 4 「標準税率超過収入済額」には、「標準税率超過調定額」に税目ごとの徴収率 $\left(\frac{\text{B}}{\text{A}} \times 100 \right)$ を乗じた額を計上する。
- 5 「三旧法による税」は、調査対象年度において地方税法上廃止されている税目をいう。したがって例えば当該都道府県において条例上廃止されている法定外普通税及び法定外目的税は、地方税法上法定外普通税及び法定外目的税が廃止されているわけではないので「一、普通税2法定外普通税」及び「二、目的税2法定外目的税」として取扱うこととなる。

07表～13表 歳出内訳及び財源内訳

- 1 この表は、目的別歳出及び性質別歳出決算の各項目ごとのクロス分析と、これに対する財源充当について調査するものである。

なお、表側の「市町村に対するもの」には、市町村の普通会計に対するものを計上し、公営事業会計に対するものは含めない（以下、各表についても同じ。）。

- 2 目的別歳出の内訳は、総務省令で定める区分に原則として準じている。したがって、都道府県において予

算執行の便宜上これに準じていない場合には、本来のそれぞれの目的に再区分して計上すること。

本表の作成に当たっては、特に下記の事項に留意すること。

- (1) 「二総務費、1 総務管理費」には、一般管理的経費を始め、警察費及び教育費に係るもの以外の職員の退職手当並びに恩給及び退職年金、財政及び会計管理経費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、支庁及び地方事務所等の経費、自衛官募集及び宗教法人事務に要する経費、本庁舎及び公会堂、県民会館等他の項に計上されない施設の維持管理費（建設経費も含む。）、前年度に過誤納となった税の還付金並びに普通財産管理のための経費を計上する。

なお、普通財産取得費は、「十四諸支出金、1 普通財産取得費」に計上し、その他の財産取得費は、それぞれの目的に応じた款、項に分別計上する。

また、企画課等で公害対策、交通安全対策等の事務を行っている場合でも、それぞれ目的別に分別計上する。

- (2) 「二総務費、3 徴税費」には、地方消費税に係る徴収取扱費を含めて計上する。

- (3) 「6 防災費」には、防災関係職員の人件費のほか、防災対策、市町村に対する消防指導、消防危険物の検査等に要する経費を計上する。

なお、消防の用に供するために要する経費として、上水道事業会計、工業用水道事業会計に対して支出した負担金を含める。

- (4) 「三民生費、1 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費、身体障害者、知的障害者等の援護関係経費、女性保護の経費（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務に要する経費など）のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上する。

- (5) 「2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費のほか、老人ホーム等老人福祉施設に係る経費及び老人医療に係る経費等老人福祉行政に要する経費を計上する。

- (6) 「四衛生費、1 公衆衛生費」には、他の項に計上されない保健衛生関係職員の人件費を始め、保健衛生、母子衛生、栄養改善、成人病対策及び結核以外の伝染病の予防関係に要する経費を計上する。

なお、病院事業会計及び公立大学附属病院事業会計への繰出しを含める。

- (7) 「2 結核対策費」には、結核対策関係の人件費のほか、結核予防法に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する経費を計上する。

- (8) 「3 精神衛生費」には、精神保健関係職員の人件費（精神保健指定医等に対する報酬等を含む。）を始め、精神病院及び精神保健福祉センターに係る経費、その他精神保健法に基づく経費を計上する。

- (9) 「5 清掃費」には、清掃関係職員の人件費及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行う廃棄物の処理、清潔な環境の保持等の事業又は事務に要する経費を計上する。

- (10) 「7 医薬費」には、医療関係職員の人件費を始め、医師、あんま師等の取締り経費、許可事務費、保健師、看護師等の試験及び免許の事務費並びに薬局の取締り、麻薬中毒対策、薬業振興に要する経費のほか温泉審議会等に要する経費を計上する。

- (11) 「五労働費、3 失業対策費」には、失業対策関係職員の人件費を始め、旧失業対策事業従事者暫定就労事業に要する経費、失業対策事業費及び事務費等を計上する。

- (12) 「六農林水産業費、1 農業費」には、農業関係職員の人件費を始め、農業会議に要する経費、農業、園芸振興、農業改良普及事業、農業協同組合及び農業共済団体指導経費、蚕業費、他の項に計上されない農業行政に要する経費を計上する。

- (13) 「4 林業費」には、林業関係職員の人件費を始め、林業構造改善の指導等、林業振興の指導に要する経

費、林道の開設及び改良事業、治山事業、造林事業に要する経費（従来の基本財産に相当する山林等に、財産保全だけの目的で行われた造林事業等に要した経費も「二総務費、1 総務管理費」ではなく、「4 林業費」に含める。）を計上する。

- (14) 「八土木費、1 土木管理費」には、土木管理関係の人件費を始め、土地収用委員会費（委員の報酬等を含む。）、土木出張所費、土木共通事務費、建設業指導及び建築指導に要する経費等を計上する。

なお、開発公社等への出資金、貸付金等でそれぞれの項目に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を含める。

「2 道路橋りょう費」には、道路橋りょう関係の人件費を始め、道路橋りょうの新設改良・維持補修、その他管理及び調査計画に要する経費並びにトンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設に要する経費を計上する。

「5 都市計画費」は、「(1)街路費」、「(2)公園費」、「(3)下水道費」及び「(4)区画整理費等」に分けて計上する。ただし、審議会の経費等でこの区分によりがたい場合は、「(4)区画整理費等」に含める。

- (7) 「(1)街路費」には、街路の新設、改良舗装等街路事業に要する経費を計上する。

- (4) 「(2)公園費」には、都市公園法第2条第1項の規定により、地方公共団体が設置している都市公園の整備運営に要する経費のほか、地方自治法第244条の2に定める公の施設として地方公共団体が条例で定めた施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供用しているものがある場合には、これに要する経費も含めて計上する。なお、公園に係る人件費は、ここに計上する。

- (9) 「(3)下水道費」には、下水道法第2条に定める公共下水道事業（終末処理場及び排水施設）、都市下水路事業等に要する経費を計上する。

- (4) 「(4)区画整理費等」には、土地区画整理法に基づいて行う区画整理、改造事業及び事業助成費並びに都市計画関係職員の人件費（公園費に計上した人件費を除く。）を計上する。

なお、都市施設としての駐車場事業会計への繰出しもここに含めて計上する。

- (15) 「九警察費」には、警察庁舎建設又は増改築を行う経費を含む。

- (16) 「十消防費」には、東京都のみが計上する。この場合、消防職員に係る人件費（「二総務費、1 総務管理費」に計上された退職手当、恩給及び退職年金を除く。）及び消防に要する経費を計上し、防災に要する経費（消防の用に供するために要する経費として、上水道事業会計、工業用水道事業会計に対して支出した負担金を含める。）は、「二総務費」の「6 防災費」に計上される。

- (17) 「十一教育費、1 教育総務費」には、教育委員会及び事務局に要する経費（人件費を含む。）を始め、教職員の退職手当並びに恩給及び退職年金、教育用財産の管理経費、育英事業、私学振興の経費その他教育指導に要する経費等を計上する。

- (18) 「8 保健体育費」は、「体育施設費等」及び「学校給食費」に分けて計上する。

なお、幼稚園及び高等学校の学校保健体育費（学校給食費を除く。）は、それぞれ幼稚園費、高等学校費に分別計上する。

- (7) 「体育施設費等」には、体育振興の経費及び県民グラウンド等の建設運営に要する経費を計上する。なお、国体に要する経費もここに計上するが、国体に関連した新設改良工事等は、それぞれの目的に分別して計上する。

- (4) 「学校給食費」には、義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校に係る給食経費（調理員の人件費を含む。）を合わせて計上する。

- (19) 「9 大学費」には、大学及び高等専門学校に係る経費（人件費を含む。）を計上する。

なお、大学に附属して設置する附属小学校、附属中学校に係る経費（人件費を含む。）は、大学と区分してそれぞれ小学校費、中学校費に計上する。

また、大学附属病院に係る経費は、公営事業会計として取り扱い、普通会計には含めない。

なお、大学附属病院に対する繰出金は、「四衛生費」の「1 公衆衛生費」に計上する。

- (20) 「十二災害復旧費、1 農林水産施設」には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、農地、農業用施設、林業用施設、治山施設等の災害復旧に要する経費を計上する。ただし、災害に係る融資は、それぞれの事業目的の款項に計上する（公共土木施設、その他の災害復旧費についても同じ。）。

- (21) 「十二災害復旧費、2 公共土木施設」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により道路、橋りょう、河川、港湾、漁港等の公共土木施設の災害復旧に要する経費を計上する。

- (22) 「十二災害復旧費、3 その他」には、農林水産施設、土木施設を除く公共、公用施設に係る災害復旧費を計上する。

なお、鉱害復旧費を含める。

- (23) 「十三公債費」には、元利償還費、一時借入金利子、割引債の割引料及び公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費及び備品購入費は、「二総務費、1 総務管理費」に計上し、ここには含めない。）を計上する。

なお、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は普通会計決算額に含めない。

また、銀行等引受債及び市場公募債等の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額（元金の6%）を減債基金に積み立てた額は「公債費」として計上し、3 1 表には計上しない（6%を超える分は積立金として3 1 表に計上する。）。

- (24) 「十四諸支出金、1 普通財産取得費」には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみを計上する。

- (25) 「2 公営企業費」には、他の款の目的によって区分されない交通事業、ガス事業、電気事業（ごみ発電を含む。）及び収益事業会計（宝くじを含む。）の特別会計に対する繰出金、負担金、補助金、出資金及び貸付金を計上する。

- (26) 公営事業会計への繰出金又は貸付金等の計上科目をまとめると、次のとおりである。

公 営 事 業 会 計 名	款	項
上 水 道 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
工 業 用 水 道 事 業	商 工 費	工 鉱 業 費
交 通 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
電 気 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
ガ ス 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
簡 易 水 道 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
港 湾 整 備 事 業	土 木 費	港 湾 衛 生 費
病 院 事 業	衛 生 費	公 衆 衛 生 費
市 場 事 業	商 工 費	商 業 費
と 畜 場 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
観 光 施 設 事 業	商 工 費	観 光 費
宅 地 造 成 事 業	土 木 費	住 宅 費
下 水 道 事 業	土 木 費	工 鉱 業 費
駐車場事業（観光目的分を除く。）	土 木 費	下 水 道 費
収益事業（宝くじを含む。）	土 木 費	都 市 計 画 費
交通災害共済事業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
公立大学附属病院事業	民 生 費	社 会 福 祉 費
	衛 生 費	公 衆 衛 生 費

3 性質別歳出内訳

07表～13表 には、各目的別歳出額を性質別に区分して計上する。

15表～20表 には、**07表～13表** における性質別歳出額をさらに細分類して計上する。

歳出の性質別区分は、原則として、節の区分に応じて計上するが、「三維持補修費」、「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」及び「八失業対策事業費」については、目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）の総額を計上する。

また、同一の節で区分されているものについても、その支出効果により分類が異なる場合がある。

07表～13表 及び **15表～20表** における性質別歳出内訳の入力上の留意事項は次のとおりである。

(1) 「一人件費」には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上する。

「16表人件費の状況」を各項目別に説明すると次のとおりである。

(ア) 「1議員報酬手当」には、議会の議員に対する報酬及び期末手当を計上する。なお、報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上する。

(イ) 「2委員等報酬」には、執行機関としての委員会の委員又は非常勤の監査委員に対する報酬のほか、執行機関の附属機関としての審査会、審議会、調査会等の構成員及び専門委員、選挙長、選挙立会人、その他非常勤の職員（学校医、講師等）に対する報酬を計上する。なお、報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上する。

(ウ) 「3知事等特別職の給与」には、知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員及び監査委員の給与を計上する。

なお、教育長は一般職の職員であるが、その給与はここに含めて計上する。

(エ) 「4職員給」の「(7)給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含めて計上し、「(2)その他の手当」には、地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当及び退職手当を除いたものをそれぞれの区分に従って計上する。

また、「11再掲」の「4-(1)-(7)給料」及び「6退職金」については、義務教育関係職員（義務教育費国庫負担法第2条又は公立養護学校整備特別措置法第5条に掲げる職員のうち、これらの法律に基づきその給与の一部が国庫により負担されている者いわゆる枠内職員）とその他の職員に区分して再掲すること。

「(ロ)期末勤勉手当」には、期末特別手当を含めて計上する。

「(ハ)児童手当」には、児童手当法第18条第3項第2号の規定に基づき負担した職員に係る児童手当額を計上する。

「(ニ)その他」には、夜間勤務手当、産業教育手当、農業普及指導手当等を計上する。なお、育児休業給は「10その他」に計上する。

(オ) 「(3)臨時職員給与」とは、一般職に属する臨時職員等のうち、その職名のいかんを問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が調査の期日において引き続いて12月を超える職員に係る賃金等の給与を計上する。

(カ) 「5地方公務員共済組合負担金」には、地方公務員等共済組合法による地方職員共済組合、公立学校

共済組合、警察共済組合、都職員共済組合（特別区の職員に係るものを除く。）及び地方議会議員共済会（連合会を含む。）に対する短期給付、長期給付、福祉事業及び組合の事務に要する費用の負担金並びに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上する。なお、組合の事務に要する費用の負担金は、目的別には、一般職員分（消防職員を含む。）は「総務管理費」に、教育職員分は「教育総務費」に、警察職員分は、「警察費」にそれぞれ分別して計上する。

(キ) 「7 恩給及び退職年金」には、旧制度による恩給及び退職年金を計上する。

(ク) 「8 災害補償費」の「(1)地方公務員災害補償基金負担金」には、地方公務員災害補償基金に対する負担金を計上する。

「(2)その他」には、次の経費を計上する。

(i) 地方公務員災害補償法施行前における同法第2条に規定する職員の公務上の災害に係る補償費

(ii) 同法施行後において、同法第2条に規定する職員の公務上の災害に対して別途支給した補償費

(iii) 同法施行後、同法第69条第1項に規定する職員（議会の職員、その他の非常勤の職員）の公務上の災害に係る補償費

(ケ) 「9 職員互助会補助金」には、地方公共団体の職員の相互共済及び福利増進のために当該団体の職員をその会員とし結成されている互助会等に対して負担している一切の補助金等を計上する。ただし、職員互助会の事務費に対する補助金等は、ここに含めず、「五補助費等」の「4 その他に対するもの」に計上する。

(コ) 「10 その他」には、賃金（臨時職員給与相当分）に係る社会保険料等が計上される。

(2) 「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。

なお、「18 表物件費の状況」では、物件費を8項目に分別して計上する。そのうち、「1 賃金」には、人件費の臨時職員給与及び事業費支弁に係る賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金を計上し、これらの職員の失業保険料等の社会保険料は「8 その他」に計上する。

(3) 「三維持補修費」には、施設の効用を維持するため、支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上する。ただし、この目に含まれている人件費は「一人件費」に移し替える。

施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は、「六普通建設事業費」に、物件費により取得された物件（例えば、自転車、複写機、机等）及び自動車の修繕料は物件費に計上する。

(4) 「四扶助費」には、その団体から現金又は物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を計上する。

(ア) 扶助費には、生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等を始めとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づくもののほか、地方団体単独の施策として行うものも含める。

(イ) 児童福祉法による措置児童について、他の都道府県又は市町村（一部事務組合を含む。）に委託したものは、「五補助費等」の「2同級他団体に対するもの」又は「3市町村に対するもの」（「19表補助費等の状況」では「1 負担金、寄附金」）に計上し、民間施設に対する場合は、「四扶助費」に計上する。

(ウ) 災害救助費については、次により分別して計上する。

(i) 災害救助法適用災害での補助対象外の見舞金品及び災害救助法の適用を受けない災害で、都道府県が単独で被災者に給付した見舞金品については、「四扶助費」に計上する。

- (ii) 災害救助法の適用を受けない災害による災害救助費のうち、前記(i)以外の経費については、人件費は「一人件費」に、事務費は「二物件費」の各項目に、復旧のための事業費は「七災害復旧事業費」の「2単独事業費」にそれぞれ分別して計上する。

(5) 「五補助費等」

- (ア) 「1国に対するもの」には、国庫支出金の返還金、自動車重量税等を計上し、「2同級他団体に対するもの」、「3市町村に対するもの」には、同級他団体及び市町村（一部事務組合を含む。）の普通会計に対するものを計上する。

- (イ) 当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等でなく、普通建設事業費等の各事業費に計上する。

- (ウ) 出納閉鎖後における歳入の誤納又は過納となった金額の払戻しに係るものについては、「五補助費等」の各項目（「19表補助費等の状況」では、「4その他」）に計上し、その他の過年度に属する支出（例えば、支払繰延になっている人件費等）については、それぞれの性質別分類（目的別にそれぞれ行政目的に応じた款、項）により計上する。

- (エ) 法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金及び市町村の老人保健医療事業会計に対する負担金は、「4その他に対するもの」に（「19表補助費等の状況」では、法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金は「3その他」に）計上する。

なお、地方公営企業法第17条の2の規定に基づき、普通会計において負担する経費で物件費等で支出されているものも補助費等に含める。

- (オ) 火災保険等の保険料は「4その他に対するもの」（「19表補助費等の状況」では「3その他」）に計上する。

- (カ) 選挙公営とされている選挙運動用通常葉書の郵送の無料化、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営に係るものについては、「4その他に対するもの」に計上する。

- (6) 「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」及び「八失業対策事業費」は、各款の事業費に該当する目（目の一部であっても、独立の1事業である場合も含む。）の合算額を計上する。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然に事業に伴う人件費（職員及び常備的臨時職員に係るものを含む。）及び事務雑費も含まれる。

なお、当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成の支出である場合には補助費等に含めず、各事業費に計上する。

- (ア) 「1補助事業費」には、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上する。なお、都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金によって実施した事業等については補助事業に区分する。

また、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業費として取り扱う。

- (イ) 「2単独事業費」には、県が単独で行うものの事業費を計上する。なお、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金及び地方道路整備臨時交付金によって実施した事業については単独事業に区分する。

- (ウ) 「3国直轄事業負担金」には、地方財政法第17条の2の規定に基づく負担金のみを計上する。

- (エ) 「4同級他団体施行事業負担金」には、都道府県相互間で他団体の事業に対して負担する負担金を計上する。

- (オ) 「5受託事業費」の「(1)補助事業費」には、国からの受託事業及び国の代行事業に係る経費並びに都

道府県及び市町村からの補助事業の受託に係る経費を計上し、「(2)単独事業費」には、都道府県及び市町村からの単独事業の受託に係る経費並びに民間からの受託に係る経費を計上する。

(カ) 「七災害復旧事業費」には、目的別区分における「十二災害復旧費」の総額から国庫支出金の返還金を控除した額を計上し、災害関連事業費は普通建設事業費等に計上する。

(キ) 「16表人件費の状況」中、「事業費支弁職員に係る人件費」の補助事業費及び単独事業費には、受託事業費に係るものも含めて計上する。

(ク) 災害復旧事業において、補助事業に係る施業については「1補助事業費」に含める。

(ケ) 旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費、産炭地域開発就労事業費及び特定地域開発就労事業費は、目的別には、「五労働費」の「3失業対策費」に一括計上する。

(コ) 「八失業対策事業費」の「1補助事業費」には、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業に係る支出金を計上する。

「2単独事業費」には、夏期、年末手当について補助基本額を超えて都道府県が負担した額及び都道府県が独自で行う事業費を計上する（目的別には「五労働費」の「3失業対策費」に一括計上する。）。

(サ) 炭鉱離職者対策協議会設置費に係るものは事業費に含めず、物件費に移し替える。

(7) 「九公債費」には、地方債の元利償還金及び一時借入金利子について計上する。また、公債諸費（発行手数料、消耗品等に要する経費）は、目的別には「十三公債費」の物件費に計上する（公債事務関係職員の人件費及び備品購入費等は、「二総務費」の「1総務管理費」に計上し、ここには含めない。）。

(7) 額面を割り引いて発行された公募債等に係る割引額は利子に含めて計上する。

(4) 銀行等引受債及び市場公募債等の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額（元金の6%）を減債基金に積み立てた額の取扱いは、目的別歳出の内訳「十三公債費」の場合と同様とする。

(8) 「十積立金」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てることを目的とする基金に対する積立金について、それぞれ目的別に計上する。

なお、同法第233条の2ただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めない。

また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、繰出金に計上される。

(9) 「十一投資及び出資金」には、節の投資及び出資金を一括計上する。したがって、財団法人の寄附行為に係る出えん金もここに含める。

また、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する出資金も含めて計上する。

(10) 「十二貸付金」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する貸付金も含めて計上する。

なお、「うち市町村に対するもの」には、普通会計を通して市町村の普通会計に貸し付けたものを計上する。

(11) 「十三繰出金」には、それぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上する。

なお、法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合に対する負担金は繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金及び財産区に対する支出も含まれる。ただし、土地開発基金で取得した土地を普通会計において購入する場合の支出は、「六普通建設事業費」に計上する。

(12) 「投資的経費」とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額をいう。

(13) 性質別歳出の項目と節との関係は、次頁のとおりである。

歳 出 項 目	節 区 分
一、人 件 費 事業費支弁職員分を除く。 1. 議員報酬手当 2. 委員等報酬 3. 知事等特別職の給与 4. 職 員 給 5. 地方公務員共済組合負担金 6. 退 職 金 7. 恩給及び退職年金 8. 災害補償費 (1) 地方公務員災害補償基金負担金 (2) そ の 他 9. そ の 他 二、物 件 費 維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係るもの以外で、次に掲げるもの 1. 賃 金 2. 旅 費 3. 交 際 費 4. 需 用 費 5. 役 務 費 6. 備品購入費 7. 委 託 料 8. そ の 他	①報酬 ③職員手当等（ただし、議員の期末手当相当分） ①報酬 ②給料 ③職員手当等 ②給料 ③職員手当等 ⑦賃金（ただし、臨時職員給与相当分） ④共済費（地方公務員共済組合に対する負担金） ③職員手当等（退職手当に限る。） ⑥恩給及び退職年金 ④共済費（地方公務員災害補償基金に対する負担金） ⑤災害補償費 ④共済費（報酬、給料及び賃金（臨時職員給与相当分）に係る社会保険料に限る。） ⑯負担金、補助及び交付金 ⑦賃金（ただし、人件費に計上されるものを除く。） ⑨旅費 ⑩交際費 ⑪需用費（ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものは除く。） ⑫役務費（ただし、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料を除く。） ⑬備品購入費（ただし、一件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。） ⑬委託料（映画等製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの） ④共済費（ただし、人件費に計上されるものを除く。） ⑧報償費（買上金に限る。） ⑭使用料及び賃借料、 ⑮原材料費（ただし、事業費に計上されるものを除く。）

歳 出 項 目	節 区 分
三、維 持 補 修 費	目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）による。ただし、人件費、事業費及び物件費に計上されるものを除く。また、⑪需用費のうち事業費に計上されるものを除く。
四、扶 助 費	⑳扶助費（これに準ずるものを含む。）
五、補 助 費 等	㉑報償費（報償金及び賞賜金）
（細 目 省 略）	⑫役務費（火災保険等の保険料に限る。）
	⑬委託料（ただし、物件費に計上されるものを除く。）
	⑲負担金、補助及び交付金（ただし、人件費及び事業費に計上されるものを除く。）
	㉒補償、補填及び賠償金（ただし、事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く。）
	㉓償還金、利子及び割引料（ただし、公債費に計上されるものを除く。）
	㉔寄附金
	㉕公課費
六、普通建設事業費	目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）による。 なお、人件費（事業費支弁職員分のみ）、事務費、⑪公有財産購入費、⑱備品購入費（1件百万円以上の機械器具等の購入費）及び⑲負担金、補助及び交付金（当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。）を含める。
七、災害復旧事業費	
八、失業対策事業費	
九、公 債 費	㉓償還金、利子及び割引料（ただし、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料のみ。）
十、積 立 金	㉔積立金
・、投資及び出資金	㉕投資及び出資金
・、貸 付 金	㉖貸付金
・、繰 出 金	㉗繰出金
・、前年度繰上充用金	㉒補償、補填及び賠償金（繰上充用金のみ。）

4 財源内訳

- (1) 目的別歳出の各項目における性質別歳出決算額に対して充当する特定財源は、当該年度の経費に対応する「国庫支出金」、「使用料、手数料」、「分担金、負担金、寄附金」、「財産収入」、「繰入金」、「諸収入」、「繰越金」及び「地方債（市場公募債等については、券面金額により各経費に充当する。）」を計上する。したがって、この「一般財源等」として充当される財源は、地方税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金などのいわゆる一般財源のほか、次の財源で一般財源と同様に使用される財源の合算額が計上される。

(ア) 国庫支出金

電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、地方道路整備臨時交付金、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律に基づく高率補助金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、義務教育費国庫負担金及び生活保護費国庫負担金等のように、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除かれる。

(イ) 使用料、手数料

水利権、無体財産権等の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

(ロ) 寄 附 金

寄附目的が特定されていないもの又は総称的経費の財源となるもの

(ハ) 財 産 収 入

財産の運用による収入及び財産の売却代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入又は売却目的が具体的事業に特定されない収入

(ニ) 繰 入 金

財政調整基金取崩し額、減債基金取崩し額又はその使用目的が抽象的若しくは総称的な経費の財源となるもの

(ヒ) 諸 収 入

預金利子、その他これらに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額

(ヘ) 繰 越 金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

(コ) 地 方 債

歳入欠かん等債、減税補てん債、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

- (2) 特定財源の経費別充当順序は、次の方法による。

- (ア) 特定財源の総額が充当経費を超える場合におけるその充当順序は、国庫支出金、地方債、分担金、負担金、寄附金、繰入金、財産収入、使用料、手数料、諸収入の順序とし、経費を超える特定財源は、「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上する。したがって、財源の△（マイナス）計上は行わない。

- (イ) 特定財源を性質別歳出の各項目ごとに充当するに当たり、各項目ごとに特定し難いものについては、原則として、まず扶助費及び補助費等に充当し、なお収入に余裕がある場合は、次いで維持補修費、物件費の順に充当する。この結果、さらに収入に余裕があるときは、(1)と同様に「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上することとなるが、次に掲げる収入については、当該事務に係る人件費の財源として充

当する。

- (i) 独立採算的な事業（例えば、動物園及び会館）等に係る収入
- (ii) 授業料、保育所使用料、住宅使用料等に係る収入
- (iii) 各種検査、検診、監視手数料及び狂犬病予防手数料に係る収入
- (iv) 諸収入のうち、予防接種実費徴収金に係る収入
- (v) 財産収入のうち、各種生産物売払代金に係る収入

(3) 歳入の振替操作

特定財源のうち、(1)(7)～(7)に掲げるものは、「一般財源等」として歳出項目に充当されているので、各歳出充当財源を歳入原項目の収入額と突き合わせるため、これらの額を「一般財源等」からそれぞれの歳入原項目に振り替える操作を「歳入振替項目」の各欄で行う。

すなわち、特定財源のうち(1)(7)～(7)に掲げるもので、「一般財源等」として扱われたもの及び(2)において充当経費を超える額の合計額は「歳入振替項目」の額と一致する。この場合、「一般財源等」以外の歳入項目の「歳入振替項目」欄に計上された額の合算額は「一般財源等」欄の「歳入振替項目」の負数（「△」）として計上し、「一般財源等」の「歳入合計」はこの額を控除し、さらに歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金を控除することによって「地方税」、「地方譲与税」、「市町村たばこ税都道府県交付金」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」及び「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の合算額と一致する。

以上の説明を具体的に例示してみると、次のとおりである。（28、29頁入力例を参照）

「歳出合計(7)」の（406）に対する実質的な財源構成は、同欄の国庫支出金（65）、使用料、手数料（12）、以下一般財源等（215）までである。

次に、各歳入項目ごとの決算額を「歳入合計(8)」の（462）に計上するが、その内訳は、国庫支出金（88）、使用料、手数料（19）、分担金、負担金、寄附金（16）、財産収入（15）、繰入金（4）、諸収入（65）、繰越金（10）、地方債（26）となり、これらの特定財源の歳入合計との差額が一般財源等として（219）となる。

この「一般財源等◎」（219）は、地方税、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の合算額と一致する。

(入力例)

(1)

区 分	歳 出 合 計 ①	歳 入 振 替 項 目 ②	歳計剰余金又は 翌年度歳入繰上 充 用 金 (△) ③	歳 入 合 計 ④
一、人 件 費	150			
二、物 件 費	32			
三、維 持 補 修 費	6			
四、扶 助 費	14			
五、補 助 費 等	16			
1. 国 に 対 す る も の	1			
2. 同 級 他 団 体 に 対 す る も の	2			
3. 市 町 村 に 対 す る も の	2			
4. そ の 他 に 対 す る も の	11			
六、普 通 建 設 事 業 費	113			
1. 補 助 事 業 費	57			
2. 単 独 事 業 費	15			
3. 国 直 轄 事 業 負 担 金	3			
4. 同 級 他 団 体 施 行 事 業 負 担 金	3			
5. 受 託 事 業 費	35			
七、災 害 復 旧 事 業 費	27			
1. 補 助 事 業 費	7			
2. 単 独 事 業 費	4			
3. 国 直 轄 事 業 負 担 金				
4. 同 級 他 団 体 施 行 事 業 負 担 金	1			
5. 受 託 事 業 費	15			
八、失 業 対 策 事 業 費	9			
1. 補 助 事 業 費	6			
2. 単 独 事 業 費	3			
九、公 債 費	19			
十、積 立 金	3			
・、投 資 及 び 出 資 金	3			
・、貸 付 金	2			
・、繰 出 金	4			
・、前 年 度 繰 上 充 用 金	8			
歳 出 合 計 (7)	406			
歳 入 振 替 項 目 (イ)		0		
歳計剰余金又は翌年度 歳入繰上充用金 (△) (ウ)			56	
歳 出 合 計 (エ)				462

(注) 本表は実物より省略した部分がある。

(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
国 庫 支出金	使用料 手数料	分担金 負担金 寄附金	財 産 収 入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	一 般 財源等 ⑥
14	10			4	9			113
	2				1			29
								6
6								8
2								14
								1
								2
								2
2								9
32		11	5		35	5	16	9
32		6	3			4	10	2
		5	2			1	6	1
								3
								3
					35			
4		5			15		2	1
4		2					1	
		3					1	
								1
					15			
5								4
5								1
								3
2			4					13
								3
								3
					2			
								4
								8
65	12	16	9	4	62	5	18	215
7	3		2		3	5		△ 20
16	4		4				8	24
88	19	16	15	4	65	10	26	219

また、「歳入合計」(462)と「歳出合計」(406)との差額は、総額で(56)となるが、この額が「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金(△)(ウ)」に計上され、そのうち、既収入特定財源(32)を計上し、歳計剰余金(56)との差額(24)が「一般財源等」に計上される。つまり、「一般財源等◎」の(24)は純剰余金と翌年度に繰り越すべき一般財源の合計で、その差額の(32)は明許繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき特定財源ということになる。

最後に「一般財源等」への振替えとなるべき額を「歳入振替項目(イ)」の各特定財源の関係項目に計上するが、記載例により、国庫支出金(歳入合計88—既充当65—既収特財16=7)、使用料、手数料(19—12—4=3)、財産収入(15—9—4=2)、諸収入(65—62=3)、繰越金(10—5=5)、合計(20)が「一般財源等」へ振り替えられた額となる。

90表	一般行政経費の状況
-----	-----------

- 1 この表は、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」の「目的別歳出内訳」を一般行政経費に係る単独事業費、補助事業費に区分し調査するものである。
- 2 表頭に係る計上方法は次のとおりとする。
 - (1) 「歳出合計」欄は、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」の決算額と一致する。
 - (2) 「単独事業費」欄には、性質別歳出の各項目の単独事業費を計上し、「補助事業費」欄には、性質別歳出の各項目の補助事業費を計上する。なお、投資的経費以外の経費において、補助基準、補助率等が明確に定められていない、いわゆる定額補助については、当該補助金の額を補助事業費として計上する。市町村（一部事務組合を含む）の国民健康保険事業会計（事業勘定）、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計（保険事業勘定）への法定の負担金については、補助事業費に計上する。私立学校に対する助成については、当該事業に充当された国庫支出金の額を補助事業費に、それ以外の額を単独事業費に計上する。
 - (3) 「その他 N」欄には、A～Mに属さない項目（人件費（児童手当を除く）、維持補修費、投資的経費及び公債費）に係る事業費の合計を計上する。
 - (4) 「Rのうち市町村への移転に係る支出」欄には、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳 五補助費等3市町村に対するもの」に対応する額を計上する。
 - (5) 「Rのうち都道府県への移転に係る支出」欄には、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳 五補助費等2同級他団体に対するもの」に対応する額を計上する。
 - (6) 「一行単独計 O」及び「一行補助計 P」欄には、翌年度への繰越分が含まれないため、「翌年度への繰越分 Q」欄においてそれぞれ「O」に対応する繰越額（一般行政経費に係る繰越額）を把握する。つまり、「翌年度への繰越分 Q」欄には、その1（単独事業費）においては「一行単独計 O」に計上された性質別歳出項目に対応する繰越額を、その2（補助事業費）においては「一行補助計 P」に計上された性質別歳出項目に対応する繰越額を計上する。
- 3 表側に係る計上方法は次のとおりとする。
 - (1) 各項目は、原則として、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」の目的別歳出の各項目に対応する。ただし、1～5の項目については、それぞれ民生費、衛生費の内数となり、項目1～3の合計が民生費の決算額、項目4と5の合計が衛生費の決算額と、それぞれ一致する。
 - (2) 「15 その他の経費」は、議会費、公債費、諸支出金、前年度繰上充用金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び特別区財政調整交付金の合計額となる。

15表	性質別経費の状況
-----	----------

- (1) 表側の性質別経費の科目区分は、**07表～13表 歳出内訳及び財源内訳**における科目区分に準拠しており、関係科目の金額は**07表～13表 歳出内訳及び財源内訳**の該当科目の金額(ただし利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金、15大都市所在道府県にあっては軽油引取税交付金相当額を差し引いた額。なお、東京都にあってはさらに特別区財政調整交付金相当額を差し引いた額)にそれぞれ一致するものである。
- (2) 表頭の臨時的経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時的経費とし、臨時的経費以外の経費を経常的経費とする。
- ア 人件費のうち災害補償費(地方公務員災害補償基金負担金を除く。)
 - イ 行政整理、勧奨による退職に要した退職手当
 - ウ 特別職(教育長を含む。)に対する退職手当
 - エ 補償金、欠損補てん金、繰上充用金、賠償金、償還金(地方債に係るものを除く。)、小切手支払済償還金
 - オ 補助費等のうち、法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの、国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの並びに長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの以外のもの
 - カ 積立金、投資及び出資金、繰出金
 - キ 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超え、数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
 - ク 公債費のうち、転貸債及び繰上償還に係るもの
 - ケ 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費

なお、「12投資的経費、(1)普通建設事業費、うち単独事業費」は、07表～13表「6普通建設事業費」のうち、「2単独事業費」、「4同級他団体施行事業負担金」及び「5受託事業費、(2)単独事業費」の合計と一致する。
 - コ 選挙の執行に要した経費(常時啓発の経費を除く。)
 - サ 国勢調査その他特に大規模な統計調査及び臨時的統計調査のための経費
 - シ 災害対策関係経費
 - ス 工場誘致関係経費
 - セ 国体開催、行幸啓等の大規模な記念行事又は全国的会議等の開催等に要した経費
 - ソ 伝染病の発生に伴い特に多額の経費を要した場合の対策費
 - タ 大規模な事務改善に要した経費
 - チ 高等学校生徒の急増等の一時的現象に対して要した経費
 - ツ 以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費
- (3) 公営企業に対する繰出しについては、上記にかかわらず、以下のとおり臨時的経費と経常的経費を区分する。
- ア 補助費等のうち、法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金は、経常的経費とする。

ただし、同繰出金のうち、上水道事業の消火栓に要する経費(建設改良に要する経費に限る。)、交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、病院事業の建設改良に要する経費(建設改良費に限る。)及び簡易水道事業の建設改良に要する経費(建設事業費に係るものに限る。)等建設事業費に係る経費は、臨時的経費とする。

イ 繰出金のうち、法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金は、経常的経費とする。

ただし、同繰出金のうち、建設事業費に係る経費は、臨時的経費とする。

- (4) 表頭の一般財源等と特定財源の区分は、**07表～13表 歳出内訳及び財源内訳**における財源区分と同様であり、本表の「臨時的なもの」の一般財源等と「経常的なもの」の一般財源等の合計額は、**07表～13表 歳出内訳及び財源内訳**のそれぞれの該当項目の「一般財源等」（ただし、「五補助費等」及び「歳出合計」については、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金を、15大都市所在道府県にあっては軽油引取税交付金相当額を差し引いた額。なお、東京都にあってはさらに特別区財政調整交付金相当額を差し引いた額）と一致する。

「12投資的経費、(1)普通建設事業費、うち単独事業費」は、07表～13表「六普通建設事業費」のうち、「2単独事業費」、「4同級他団体施行事業負担金」及び「5受託事業費、(2)単独事業費」の合計と一致する。

- (5) 「減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率」の欄中「1人件費」から、「小計（1～11）」までの欄は経常一般財源等歳入合計（「05表」26行6列）と経常的経費充当一般財源等（「15表」1行、2行、4行～9行及び12行の5列）との比率である。「うち退職手当債を財源とするもの」の〔 〕書きの欄及び「投資的経費」の（ ）書きの欄は経常収支比率ではないが、参考のため把握するものである。

なお、「経常収支比率」欄の算式を例示すると次のとおりである。

ア 「1人件費」から「小計（1～11）」までについては

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等（「15表」1行、2行、4行～9行及び12行の5列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計（「05表」26行6列）} + \text{減税補てん債（「05表」24行1列）} + \text{臨時財政対策債（「05表」25行1列）}}$$

イ 「うち退職手当債を財源とするもの」については

$$\frac{\text{経常的経費に充当された退職手当債（「15表」3行の4列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

ウ 15行～20行については

$$\frac{\text{投資的経費に充当された一般財源等（「15表」15行～20行の3列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

16表	人件費の状況
-----	--------

（P20～P21参照）

17表	各種手当の単価等の状況
-----	-------------

- (1) 宿日直手当及び管理職手当は、平成18年4月1日現在において条例により定められている額（単位「円」）及び率（整数）を入力する。ただし改定があった場合には、改訂後の額及び率を入力する。
- なお、「管理職手当（給料に対する率）」の欄には、それが定額によっている場合にあっては率に換算して入力する。
- (2) 管理職手当中「小・中・高校校長級」とは、小・中学校長、盲ろう学校長、養護学校長、高等学校長及び幼稚園長を、「小・中・高校教頭級」とは、小・中学校教頭、盲ろう学校教頭、養護学校教頭及び高等学校教頭を、「短大学長級」とは短大学長及び大学学部長をいうものである。
- (3) 時間外勤務手当については、平成18年度の決算額に基づいて算出した率（小数第2位を四捨五入して第1位まで）を入力する。

17表 高等学校使用料等の状況

使用料は、平成19年4月1日現在において条例又は規則により定められている平成19年度入学者に係る高等学校授業料等について、全日制、定時制の普通課程についてのみ入力する。授業料は、月額（年額で定まっているものは12分の1の額）を単位「円」で入力する。11、12列は例えば、7.0%の場合は70、13.5%の場合は135と入力する。

18表 物件費の状況

この表は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の目的別区分の物件費の決算額を表頭に掲げる節に区別して計上する。

ただし、公債費及び諸支出金に係る物件費については、「2総務費」に計上する。

19表 補助費等の状況

1 この表は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の補助費等の決算額を「1負担金・寄附金」、「2補助交付金」及び「3その他」に区分して計上し、かつ、「うち経常的なもの」についても前述の区分により計上する。

2 「単独で行う補助交付金」は、「2補助交付金」のうち都道府県が単独で行ったものを各部門別に計上する。

3 「補助費等」の内訳は、次のとおりである。

(1) 「1負担金・寄附金」のうち負担金には、国に対するもの及び知事会に対するもの等都道府県（知事等）が構成員の地位で支出するもの等を計上する。

(2) 「2補助交付金」には、市町村、住民等に対して交付するものを計上する。

なお、選挙公営に係るものも計上する。

また、市町村の老人保健医療事業会計に対する負担金は、「2補助交付金」の「その他に対するもの」に計上する。

(3) 「3その他」には、上記の各項目に含まれないものを計上する。

なお、法適用の公営事業会計に対する負担金及び補助金は「3その他」に計上する。

(4) なお、07表～13表3(5)(㌾)～(㌿)を参照のこと。

19表 維持補修費及び公債費の状況

1 維持補修費については、13表 歳出内訳及び財源内訳 の維持補修費の歳出合計に計上された決算額を「土木施設」、「建物」、「その他」に区分して計上する。

2 公債費については、次の点に留意すること。

(1) 「地方債元利償還金」は、37表 地方債現在高の状況 の「平成18年度元利償還額計」の決算額と一致する。

(2) 「一時借入金利子」は、13表 歳出内訳及び財源内訳 の「公債費の一般財源等」欄に計上された額から、37表 地方債現在高の状況 の「平成18年度元利償還額の財源内訳、一般財源等」の決算額を差し引いた額と一致する。

(3) 「公債費計」の決算額は、13表 歳出内訳及び財源内訳 の「公債費」の決算額と一致する。

19表 生活保護の内訳

1 この表は、08表 歳出内訳及び財源内訳 の「三民生費、4生活保護費」のうち扶助費の決算額を、「生活扶助費」、「医療扶助費」、「住宅扶助費」、「その他」に区分して計上する。

2 「生活扶助人員」及び「生活扶助世帯」欄には、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、生活保護法の規定によって当該都道府県から生活扶助の給付を受けたものに係る月ごとの実人員及び実世帯を合算したものの12分の1の数値を計上する。

50表 扶助費の状況

- 1 この表は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 のうち、「四扶助費」及び「五補助費等、3市町村に対するもの、（うち市町村において扶助費に充当されるもののみ）」の決算額を補助、単独別、目的別に調査するものである。
- 2 「決算額④」には、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の「四扶助費」と「五補助費等、3市町村に対するもの」のうち、交付を受けた市町村において扶助費の財源として充当されるものとの合算額を計上する。
- 3 「④のうち市町村に交付するもの⑤」には、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の「五補助費等、3市町村に対するもの」のうち、交付を受けた市町村において扶助費の財源として充当されるものを計上する。
したがって、表側「合計」欄における「決算額④」から「④のうち市町村に交付するもの⑤」を控除し額は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の各該当する目的別区分の「四扶助費」の額と一致するものである。
- 4 「補助事業」には、国庫からの補助を受けて実施する事業で、国庫補助基本額に見合う額を計上する。また、国庫補助基準を超えるいわゆるつぎ足し分は、「単独事業」に計上する。

20表 維持補修費及び受託事業費の目的別の状況

この表は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 のうち、維持補修費の目的別区分並びに他の都道府県又は市町村からの受託事業費の目的別区分及びその財源の一部を調査するものである。

- 1 目的別区分は、21表～28表 投資的経費の状況 の区分による。
- 2 「他の都道府県からの受託事業費」、「市町村からの受託事業費」には、普通建設事業費に係るもののみを計上する。受託事業費の「うち国費」には、他の都道府県又は市町村からの収入金のうちに含まれている国庫支出金の額を法令の規定に基づく補助負担率によって算出して計上する。

91表 職員給及び職員数の状況**職員給の状況**

- 1 この表は、人件費のうち職員給についてのみ入力する。したがって、「15表性質別経費の状況」の表側「うち人件費(a)+(b)」表頭「決算額(A)」欄に計上された人件費のうちに含まれている職員給について入力する。
- 2 「本庁」には、地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁）に勤務する職員について入力する。
- 3 「支庁・地方事務所等」には、地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所及び同法第156条に規定する保健所、労政事務所、福祉事務所、税務事務所、婦人相談所、児童相談所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、蘭検定所、計量検定所等の行政機関のほか、東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所等出先機関に勤務する職員について入力する。
- 4 「施設関係職員分」には、地方自治法第244条に規定する公の施設及び試験研究機関等に勤務する職員について記入する。この場合、施設とはおおむね次のとおりである。

公会堂又は県民会館、産業会館等の各種会館、更生施設等の生活保護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の老人福祉施設、肢体不自由者更生施設、身体障害者更生施設等の身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、保育所、母子寮等の児童福祉施設、知的障害者援護施設、授産施設等の社会福祉事業法に基づく社会福祉施設、母子福祉センター等の母子福祉施設、火葬場、職業訓練施設、公園施設、大学、高等学校、小・中学校、幼稚園、体育館、野球場、競技場等の体育施設、図書館、博物館、美術館、公民館等の社会教育施設、各種試験研究機関

なお、道路工夫及び清掃関係職員についても「施設関係職員分」に含める。

5 「事業費支弁職員給」には、「15表性質別経費の状況」の表側、「うち人件費(b)」表頭「決算額(A)」に記入された人件費のうちに含まれる職員給を記入する。したがって、本庁、支庁・地方事務所等、施設関係職員に係る事業費支弁の職員給もこの欄に入力する。

6 表頭の部門別区分は、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」によるものである。ただし、総務関係と税務関係は分別してあるので注意すること。

したがって、各部門別「本庁」、「支庁・地方事務所等」と「施設関係職員分」の合算額は、「07表～13表歳出内訳及び財源内訳」における各項目ごとの「うち職員給」の額に一致する。

7 「消防関係」の欄には、消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員に係る職員給を入力すること。

なお、消防本部に勤務する職員に係る職員給は「本庁」の欄に、その他の消防職員に係る職員給は「支庁・地方事務所等」の欄に入力すること。

職員数の状況

1 普通会計に属する全職員（地方公務員法第3条第3項の特別職の職員を除く。）について、平成19年4月1日現在で入力すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

2 表頭「本庁」の欄には、「平成19年地方公務員給与実態調査」（以下「給与実態調査」という。）「第2表部門別職員数に関する調（01表の一般行政関係、消防関係及び学校以外の教育関係の内訳）」の表頭「本庁関係職員」欄に記載された職員数と、給与実態調査「第1表職員数に関する調」の表側「警察関係」に記載された職員数のうち、警視庁・道府県警察本部に勤務する職員数との合計の職員数を、「支庁・地方事務所等」の欄には、「第2表」の表頭「その他関係職員」欄に記載された職員数と、「第1表」の表側「警察関係」に記載された職員数のうち、警視庁・道府県警察本部に勤務する職員以外の職員数との合計の職員数を、「施設」欄には、「第2表」の表頭「施設関係職員」欄に記載された職員数と「第1表」の表側「教育関係」の「学校関係」欄に記載された職員数との合計の職員数を記入することとし、それぞれ各部門に職員数を求めること。

3 「一般職員」、「一般職員、うち技能労務職員」、「教育公務員」、「警察官」及び「臨時職員」の区分は、給与実態調査「第1表職員数に関する調」の区分に従うこと。

21表～28表 投資的経費の状況

その1 普通建設事業費の状況

1 本表は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の該当項目の決算額についてその財源内訳を調査するものである。したがって、その各財源は、07表～13表 各目的別の財源内訳の内書となる。

また、21表、22表 (1)補助事業費 のうち「④のうち補助基本額」欄には、国庫支出金の算定基礎となった事業費（国庫債務負担行為又は施越により事業を実施した場合にあっては、後年度交付分も含めた国庫支出金の額を算定基礎とした事業費）を計上する。

なお、「決算額④」のうち、「④の内訳、補助金」欄には、当該都道府県において直接実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合は、補助費等を含めず、普通建設事業費に計上したものの額を計上する（P22(6)参照）。

2 「1総務費」の「うち庁舎等」には、本庁舎、支庁、地方事務所等の公用財産及びこれに附属する建物の建設、施設整備に要した経費を計上する。

3 「2民生費」の「うち保育所」には、児童福祉法第39条に規定する保育所のほか、へき地保育所及び季節的な保育所の建設、施設整備に要した経費を計上する。

4 「5農林水産業費」の「(5)漁港」には、漁港区域内の海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費は含まない。

- 5 「5 農林水産業費」の「(6)農業農村整備」には、土地改良事業、干拓事業、開墾事業及び草地改良事業の建設、施設整備に要した経費を計上し、農業構造改善事業に係る経費は「(8) その他」に計上する。
- 6 「5 農林水産業費」の「(7)海岸保全」には、**0 9 表** の農地費及び水産業費のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 7 「6 商工費」の「うち国立公園等」には、国立公園、国定公園及び温泉法に基づいて指定された保養温泉地、都道府県立自然公園等の内において行う建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 8 「6 商工費」の「うち観光」には、自然公園の施設整備（都市公園法に基づくものは、「7 土木費」の「(7) 都市計画」、「うち公園」に計上する。）以外の観光のための施設整備に要した経費を計上する。
- 9 「7 土木費」の単独事業に係る「(3)河川」には、河川等整備事業として行われる水質浄化事業を含める。
- 10 「7 土木費」の補助事業費及び単独事業費に係る「(5)海岸保全」には、**1 0 表** の河川海岸費及び港湾費のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
したがって、「(6)港湾」には、海岸保全施設に要した経費は含めない。
なお、国直轄事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業に係る「(2)河川海岸」及び「(3)港湾」は**1 0 表** の目的別区分と同一である。
- 11 「7 土木費」の「(7)都市計画」「うち公園」には、都市公園法の規定による都市計画区域内の公園（児童公園を含む。）のほか、地方自治法の規定により公の施設として条例に定めた公園の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 12 「財源内訳」についても **0 7 表～1 3 表** と同様の計上方法によるものであり（P 2 6 「4 財源内訳」参照）、したがって、財源の△（マイナス）計上は行わない。

8 4 表～8 6 表	用地取得費の状況
--------------------	-----------------

- 1 この表は、**0 7 表～1 3 表** 歳出内訳及び財源内訳 各目的別の普通建設事業費のうち用地取得に要した経費及びその財源内訳を補助事業費、単独事業費、合計に区分し、調査するものである。
なお、「4 農林水産業関係」の「(1)農業関係」には、農業費に係る用地取得費等のほか、農地費及び畜産業費に係るものを含める。
- 2 「決算額」には、土地及びこれに附属する石垣、暗渠等の購入に要した経費及び用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費も含めて計上する（先行取得分を含む。）。
- 3 「決算額④のうち補償費」には、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費を計上する。
- 4 補償費については、あくまで用地取得費に係るものを計上するものであり、等価交換又は代替地の提供等、用地取得費として支出していないものに係る補償費は、8 4 表～8 6 表及び8 8 表には含めない。
- 5 「取得用地面積」には、支出の有無に関係なく、当該年度に取得した土地の面積を計上する。
- 6 国直轄事業負担金のうち、用地取得費に係る額については、本表には計上しない。
- 7 「『決算額④』に係る取得用地面積」には、当該年度決算に係る取得用地面積を計上する。したがって、債務負担行為による取得用地面積は、当該年度決算額に係る分のみ計上される。
- 8 面積については、小数点以下を四捨五入のうえ、整数で計上する。

8 8 表	用地取得費の状況
--------------	-----------------

- 1 この表は「8 6 表投資的経費の状況」における用地取得費等の内訳について調査するものである。
- 2 「土地開発基金」及び「土地開発公社」には、当該団体に係るものを計上する。
- 3 「同級他団体等」には、他の都道府県の普通会計、土地開発基金及び土地開発公社に係るものを計上する。

- 4 「市町村等」には、市町村の普通会計、土地開発基金及び土地開発公社に係るものを計上する。
- 5 「国」には、国の会計に係るものを計上する。
- 6 「その他」には、上記2～5以外のものを計上する。
- 7 「取得用地面積」は、「86表」33行の8列の取得用地面積の取得先別内訳を計上する。なお、小数点以下を四捨五入の上、整数で計上する。

27表	災害復旧事業費の状況
------------	-------------------

「補助金」には、当該団体が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である額を計上する。(P22参照)

28表	失業対策事業費の状況
------------	-------------------

「年間就労延人員」は、当該都道府県及び市町村が実施した旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業に職業安定所から紹介を受けて就労させた失業者の平成18年度中における延人員の合計数である。

29表	法非適用事業分
------------	----------------

- 1 この表は、普通会計から法非適用の公営事業会計へ繰出したもの及び法非適用公営事業会計から普通会計へ繰入れたものの状況を、本作成要領「第一、二、2公営事業会計」の会計区分ごとに調査するものである。
- 2 「繰出金」には、普通会計の繰出金決算額（公営事業会計に係る一部事務組合に対する負担金を含む。）を、「繰入金」には、普通会計の繰入金決算額（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。）及び公営事業会計に係る一部事務組合からの配分金を計上する。
- 3 「1運転資金繰出」には、公営事業会計の資金繰りの必要上、その運転資金に充てるため普通会計から繰出したものを計上する。
- 4 「2事務費繰出」には、公営事業会計の経常経費を賄うために、普通会計から繰出したものを計上する。
- 5 「3建設費繰出」には、公営事業会計における建設事業費の財源として普通会計から繰出したものを計上する。
- 6 「4公債費財源繰出」には、公営事業会計における公債費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。
- 7 「5赤字補てん財源繰出」には、公営事業会計における赤字を解消するために普通会計から繰出したものを計上する。
- 8 「繰入金」中、「借入金的繰入」には、普通会計の資金繰りの必要上、その資金に充てるため公営事業会計から借り入れたもので将来返済の義務を負うものについて計上する。
- 9 「6その他繰出」及び「2その他繰入」には、例えば、純計を行った際の普通会計と公営事業会計との調整で、その両会計間の負担金の差額を繰出金及び繰入金として取り扱った場合、この繰出金及び繰入金は、それぞれ、「6その他繰出」及び「2その他繰入」に計上する。
- 10 「5基金」の「繰出金」には、「定額の資金の運用を目的とする基金」への繰出額を、「繰入金」には、「定額の資金の運用を目的とする基金」からの繰入額及び財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金等の積立金取崩し額を計上する。
- 11 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

30表	法適用事業分
------------	---------------

- 1 この表は、普通会計から法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金、出資金及び貸付金等の状況について調査するものである。
- 2 「1負担金」、「2補助金」、「3出資金」及び「4貸付金」には、地方公営企業法第17条の2から同法第

18条の2までの規定に基づき普通会計から法適用の公営事業会計に支出したものを計上する。

なお、「1負担金」については、同法第17条の2の規定に基づき負担した額（物件費等で支出したものを含む。）のうち、「出資金」及び「貸付金」以外のものについて計上する。

3 「繰入金」には、法適用の公営企業等の会計から普通会計に繰入れるものについて一括計上する（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。14頁6参照。）。

4 「④の内訳」及び「繰入金の内訳」については、「その1法非適用事業分」の要領による。

5 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

31表	基金の状況
-----	-------

この表は、積立基金及び定額運用基金の現在高の状況を調査するものである。

1 「歳出決算額」には、歳出予算により積み立てたものを、また、「歳計剰余金処分によるもの」には、地方自治法第233条の2ただし書の規定により歳計剰余金の処分として平成18年度に積み立てたものを、それぞれ計上する。

2 「管理状況」には、「平成18年度末現在高」について、その管理状況を計上する。この場合「2信託」には、投資信託及び貸付信託を含む。また、「3有価証券」及び「5土地」には、取得価格を入力する。

3 「調整額」には、基金の設置目的を変更（条例改正）したために、基金の区分ごとの額に増減を生じた場合、基金を有価証券によって管理しており、平成18年度中にその処分を行ったところ取得価格と処分による価額に差異を生じた場合等に計上する。

なお、減少する場合は、負数（△印を付すること。）として計上する。

4 「平成17年度末現在高」の数値は、必ず前年度報告済の数値を計上する。なお、当該数値を変更する必要がある場合には「調整額」の欄で処理する。

5 積立基金合計（1～3）の「取崩し額◎」と定額運用基金合計（1～2）の「繰出金◎」との合計額は、

29表	公営企業（法非適）に対する繰出し等の状況
-----	----------------------

における5基金の「2その他繰入」欄に計上された金額となる。

6 「その2定額運用基金現在高の状況」における平成18年度歳出決算額の合計（1～2）は、普通会計において用地取得するため、土地開発基金から借り入れた資金を償還する場合等を除き、

29表	公営企業（法非適）に対する繰出し等の状況
-----	----------------------

における5基金の「繰出金合計（1～6）」欄に計上された金額と一致する。

7 銀行等引受債及び市場公募債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額（元金の6%）を減債基金に積み立てた額は「公債費」として計上し、31表には計上しない（6%を超える分は積立金として31表に計上する。）。

87表	その他特定目的基金の状況
-----	--------------

1 この表は積立基金のうち、その他特定目的基金についてその積立ての目的別に区分し調査するものである。

2 「1庁舎等の建設」には、本庁舎、支所、出張所等の公用財産及びこれに附属する建物の建設のための基金を計上する。

3 「2国際化の推進」には、国際化に対応できる人材の養成、海外青年招致事業や諸外国の都市との姉妹提携の促進、海外の研究機関との研究交流等国際化を推進するための基金を計上する。

4 「3地域の基盤整備の推進」には、道路、街路、公営住宅及び公園等の公共施設の整備又は地域の総合的な整備を図るための大規模プロジェクトの実施等のための基金を計上する。

- 5 「4 社会福祉の充実」には、児童福祉、老人福祉、身体障害者福祉及び女性福祉等社会福祉の充実のための基金を計上する。
- 6 「5 保健医療の充実」には、保健衛生対策の推進及び医療の普及に関する事業の実施のための基金を計上する。
- 7 「6 環境保全対策の推進」には、自然環境及び生活環境の維持保全のための基金を計上する。
- 8 「7 産業の振興」には、地域における産業の振興を図るための基金を計上する。
- 9 「8 教育、文化、スポーツの振興」には、学校教育・社会教育等教育の充実を図るほか、文化活動の振興、スポーツ・レクリエーション活動の普及のための基金を計上する。
- 10 「9 その他」には、上記1～8に区分することが適当でない基金を計上する。
- 11 目的が二つ以上にまたがるような基金については、そのうちの主たる目的により分類する。
- 12 ⑥の内訳のうち、「果実運用型」には、基金の運用収益のみをもって特定の事業を行い、原則として原資を取り崩さない基金を計上する。なお、「取り崩し型」と「果実運用型」の両方の形態を持つ場合、「合計」については各基金形態に分別計上し、「設置数」については両方の形態に重複計上するとともに、「うち重複数」に重複数を計上する。

地域福祉基金の状況

- 1 この表は、地域福祉基金について、各区分の事業への充当状況及び運用益について調査するものである。
- 2 都道府県の基金に積み立てている場合だけでなく、社会福祉協議会等に積み立てているものも含めて計上する。
- 3 事業の種類は、在宅福祉等の普及・向上、健康、生きがいのづくりの推進、ボランティア活動の活発化、その他に区分する。
- 4 事業の種類が複数にまたがる場合は、事業数については主たるものに1つ計上する。事業費及び運用益充当額については明らかに区分できる場合はその数値を用いることとし、区分できない場合は運用益を事業費であん分した数値を各事業ごとに計上する。
- 5 地域福祉基金を果実運用型ではなく、元金取崩し型としている場合は、「運用益」を「運用益及び取崩額」と読み替えて計上することとする。
- 6 ソフト事業分には、老人福祉施設整備事業、社会福祉施設整備費補助、駅等における障害者用エレベーター設置促進事業等のハード事業を除いた額を計上する。

32表 その3 その他特定目的基金・その他定額運用基金取崩し等の状況

- 1 この表は、31表 基金の状況 の平成18年度その他特定目的基金の取崩し額及びその他定額運用基金の繰出金について、それぞれの目的区分により計上すること。なお、この繰出金は普通会計に対するものをいう。
- 2 「その他特定目的基金18年度末現在高」及び「その他定額運用基金18年度末現在高」の欄には、31表 基金の状況 の平成18年度末現在高のうち、「その他特定目的基金」及び「その他定額運用基金」について、その現在高をそれぞれの目的区分により計上する。

33表～35表 投資及び出資金、貸付金の状況

- 1 この表は、歳入歳出予算によるもののほか基金の運用によるものについても調査するものであり、それぞれ別表に計上する。
- 2 公社・協会等とは、都道府県又は市町村が設立又は運営に関与し、土地造成、住宅建設、道路、港湾整備等の産業経済又は交通運輸に関する建設事業を営み、又はこれらの事業の振興を図ることを目的とした法人

(公益法人であると営利法人であることを問わない。)をいう。

- 3 「平成17年度末残高④」の数値は、必ず前年度報告済の数値を計上する。

なお、当該数値を変更する必要がある場合には、「調整額⑤」の欄で処理する。

- 4 時効等による債権消滅等に係る額で残高から控除すべき額は、「調整額⑤」欄に負数(△印)として計上する。

33表	投資及び出資金の状況
-----	------------

本表には、土地建物等の現物出資で決算上表示されないものは除くが、財団法人に対する寄附行為は出資とみなして含める。

34表	貸付金の状況
-----	--------

- 1 本表は、貸付目的に応じた歳出決算額について、貸付先別及び貸付期間の長短の区分内訳を調査するものである。
- 2 「1 転貸債に係るもの」には、都道府県が他へ転貸するために起こした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として許可されたものを計上する。
- 3 「うち預託金に係るもの」の「決算額」には、予算を通じて金融機関に預託した額を計上し、「当該金融機関の貸付額」には、当該金融機関が平成18年度中にその預託目的にそって関係者に対して貸し付けた延べ額を入力する。なお、信用保証協会等を通じて預託したものの貸付先別は「その他」に計上する。
- 4 「市町村に対するもの」には、普通会計を通して市町村の普通会計に貸し付けたものを計上する。

35表	基金の運用による貸付金及び出資金の状況
-----	---------------------

本表には、貸付又は出資を目的として設けられた「定額の資金の運用を目的とする基金」における運用状況等を計上する。

36表	資金収支の状況
-----	---------

- 1 この表は、普通会計の資金収支について、平成18年4月から平成19年5月までの収支の状況を各四半期別に調査するものである。
- 2 「収入」には、前年度からの繰越金及び当該年度の歳入不足額に充てた翌年度歳入繰上充用金は含めない。
- 3 「支出」には、現金支払額のみ計上し、前年度歳入繰上充用金は含めない。
- 4 「上記のうち普通会計内の会計間繰入れ」には、純計の際控除された普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他の会計（一般会計を含む。）に繰り入れられた額（統計の際控除される）を計上する。
- 5 「歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金」には、決算に含まれないもので、歳計現金の流用として貸し出した現金の回収金及び公営事業会計からの資金繰りのための借入額を計上する。
- 6 地方消費税については、清算前の額を「1 地方税」に計上する。また、地方消費税清算金については、他の都道府県から支払いを受けた額と他の都道府県に支払った額を相殺して得た額を各都道府県ごとに算出し、それらを収入及び支出に区分して積み上げた額を、それぞれ「2 地方消費税清算金」、「⑥のうち地方消費税清算金」に計上する。
- 7 「一時借入金等借入額」には、財調資金借入（歳入歳出外現金、政府資金及び金融機関からの借入金を含む。）を計上する。
- 8 「上記のうち普通会計内の会計間繰出金」には、普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他の会計（一般会計を含む。）への繰出金（純計の際控除される。）を計上する。
- なお、この額は、「普通会計内の会計間繰入金」と各四半期とも突合する。
- 9 「平成17年度又は平成19年度に係る収支」には、平成17年度及び平成19年度に属する収入又は支

出（一時借入金等を含む。）のみを表頭第１・四半期及び出納整理期にそれぞれ計上する。

なお、第１・四半期の収入、支出額は、前年度において報告済の出納整理期（１８年４月、５月）の収入（１３行５列）、支出額（２０行５列）と一致する。ただし、前年度に報告した数値に誤りがあった場合には、正しい数値を計上する。

- １０ 「政府資金」には、財政融資資金特別会計及び日本郵政公社（郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、郵便貯金資金については、郵便貯金特別会計からの借入れを、簡易生命保険資金については簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。

３７表	地方債現在高の状況
-----	-----------

この調査表は、普通会計に係る地方債の現在高等の状況を調査するものであり、また、交付公債及び枠外債はそれぞれの項目に分別して計上することとなっているので注意すること。

なお、昭和６０年度以前に発行された農業集落排水施設の整備に充てられた地方債は、本調査の対象となるので注意すること。

- １ 「１一般公共事業債」には、港湾事業、海岸事業、各種災害関連事業等に係るもの及び国の直轄事業による負担金に係るもの並びに水資源開発公団法に基づいて国に納付する負担金に係るもの等を計上する。

なお、「うち財源対策債等」には、平成６～１８年度における地方財源の不足額及び平成５年度における公共事業等の国庫補助負担率の恒久化に伴う平成６～１３年度地方財政への影響額に対処するため発行された地方債について計上する。

- ２ 「２公営住宅建設事業債」には、公営住宅法に基づく公営住宅建設事業（災害復旧事業に係るものを除き、用地取得事業に係るものを含む。）及び住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業に係るもの等を計上する。

- ３ 「３災害復旧事業債」には、降雨、暴風、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な天災現象により被害を受けた施設及び火災により焼失した公用、公共用の建物を原形復旧するための事業に係るものを計上する。

- （１） 「（１）単独災害復旧事業債」には、「（２）補助災害復旧事業債」以外のものを計上し、次に掲げるものを含めて計上する。

ア 小災害債（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて同意又は許可された公共土木等の小災害債又は農地等の小災害債）

イ 歳入欠かん等債（災害を受けたことにより、地方税、使用料等の減免に伴う財政収入の不足及び災害対策に要する経費に充てるため災害対策基本法及び災害特例法により発行されたもの）

ウ 火災復旧事業債（火災によって焼失した公用又は公共用の施設の復旧事業に係るもの）

- （２） 「（２）補助災害復旧事業債」には、次に掲げる災害復旧事業に係るものを計上する。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に規定する施設に係る災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条第１項及び第２項に規定する施設に係る災害復旧事業

ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第２条第２項に規定する施設に係る災害復旧事業

エ 公営住宅法第８条に規定する公営住宅及び共同施設に係る災害復旧事業

オ 国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業

- ４ 「教育・福祉施設等整備事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。

- （１） 「（１）学校教育施設等整備事業債」には、義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項に規定する施設、安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する学校教育施設等及び単独事業として行う学校教育

施設等の整備並びにこれらの学校用地取得事業等に係るものを計上する。

- (2) 「(2)社会福祉施設整備事業債」には、老人福祉施設や児童福祉施設等のいわゆる社会福祉六法施設（他の事業債で同意又は許可されたものを除く）及びこれに準ずる施設として通達により設置運営が定められている施設の整備事業に係るものを計上する。

- (3) 「(3)一般廃棄物処理事業債」には、し尿処理施設、ごみ処理施設及び清掃運搬施設整備事業に係るものを計上する。

- (4) 「(4)一般補助施設整備等事業債」には、原則として、国庫補助金を伴う事業のうち地方債計画上、他の事業区分に属する事業の対象とならないものとして同意又は許可されたものを計上する。

「うち転貸債」には、市町村が他へ転貸するためにおこした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として同意又は許可されたものを計上する。

- (5) 「(5)施設整備事業債（一般財源化分）」には、三位一体の改革に伴い、平成17年度及び平成18年度に廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係るものを計上する。

5 「5一般単独事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。

- (1) 「うち地域総合整備事業債」には、新広域市町村圏計画等に基づき、計画的に行う公共施設の整備事業、その他の施設の整備に資する事業等で、平成13年度以前に実施した分に係るものを計上する。

- (2) 「うち旧地域総合整備事業債（継続事業分）」には、平成13年度までに既に着手した事業であって、平成15年度までに起債の許可を受けて開始した事業に係るものを計上する。

- (3) 「うち地域活性化事業債」には、地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興、世界最先端のIT社会の実現等を図るため必要となる基盤整備を行う事業に係るものを計上する。

- (4) 「うち防災対策事業債」には、単独事業として行う災害に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業及び平成18年度において同意等を受けた自然災害を未然に防止するために行う事業に係るものを計上する。

- (5) 「うち合併特例事業債」には、合併市町村が行う新市町村の建設に係る事業及び合併重点支援地域内又は合併市町村内で行われる合併推進に資する事業に係るものを計上する。

- (6) 「うち臨時地方道整備事業債」には、単独事業として行う都道府県道の整備事業に係るものを計上する。

- (7) 「うち臨時河川等整備事業債」には、単独事業として行う治山治水事業、水質浄化事業及び都市下水路の整備事業に係るものを計上する。

- (8) 「うち臨時高等学校整備事業債」には、高等学校の老朽施設又は危険施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含む。）に係るものを計上する。

- (9) 「うち地域再生事業債」には、地方単独事業の事業量について一定の要件を満たす地方公共団体が行う当該事業に対処するために発行された地方債について計上する。

- (10) 「うち日本新生緊急基盤整備事業債」には、単独事業として行うIT革命推進のための基盤整備、少子・高齢化、教育・青少年育成、環境対応、技術開発・振興、景観・都市環境整備の各分野に係るものを計上する。

- (11) 「うち臨時経済対策事業債」には、前年度を上回って地方単独事業量の確保を図る等の場合に、その上回る事業量に対処するために発行された地方債について計上する。

6 「6首都圏等整備事業債」には、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項又は新産業都市建設促進法等を廃止する法律附則第4条の規定により

なおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する事業で平成12年度末までに着手された事業に係るもの（平成元年度～平成12年度において発行された新産業都市等建設事業債のうち、地域財政特例対策分は除く。）を計上する。

- 7 「7公共用地先行取得等事業債」には、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の先行取得事業等に係るものを計上する。
- 8 「8行政改革推進債」には、集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が、その取り組みにより見込まれる効果額の範囲内で同意又は許可されたものを計上する。
- 9 「9厚生福祉施設整備事業債」には、特別地方債として許可された厚生福祉施設（保護施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、会館、火葬場、体育施設等）整備事業に係るものを計上し、公営企業として経理する宿泊休養施設に係るものを除く。
- 10 「10地域財政特例対策債」には、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」等による特定地域に係る嵩上げ補助等の縮減額について発行された地方債（平成元年度～平成12年度において発行された新産業都市等建設事業債のうち、地域財政特例対策分を含む。）を計上する。
- 11 「11退職手当債（～平成17年度分）」には、平成17年度までに発行を許可されたものを計上する。
- 12 「12退職手当債（平成18年度分）」には、地方財政法附則第33条の5の5の規定により、発行を許可されたものを計上する。
- 13 「13国の予算貸付・政府関係機関貸付債」には、中小企業高度化資金貸付金、災害援護資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、都市開発資金貸付金等の貸付けに必要な国の予算又は政府関係機関等からの貸付金で普通会計に係るものを計上する。
- 14 「14地域改善対策特定事業債」には、地域改善対策特定事業債として許可されたもの（地域改善対策事業債及び同和対策事業債として許可されたものを含む。）を計上し、「うち法第5条によるもの」には、これらの事業債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定に基づく総務大臣指定分（旧地域改善対策特別措置法第5条及び旧同和対策特別措置法第10条の規定に基づく総務大臣指定分も含む。）を計上する。
- 15 「15減収補てん債（昭和50年度分）」には、昭和50年度に許可された地方税の減収補てんのための地方債を計上する。（地財法5条債と昭和50年度特例法2条債を合算したものである。）
- 16 「16財政対策債」には、昭和51年度に財源不足対策として発行された地方債のうち、財政対策債を計上する。
- 17 「17財源対策債」には、昭和51年度～59年度、62年度、平成7年度～18年度に財源不足対策（51年度は交付税振替分）として発行された地方債（いわゆる充当率引上げ分のみ）を計上する。
- 18 「18減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15～18年度分）」には、昭和57年度、61年度、平成5年度～7年度、9年度～13年度、15～18年度の地方税の減収を補てんするために、地方債計画の改定に基づいて発行された地方債を計上する。
- 19 「19臨時財政特例債」には、昭和60年度～平成8年度に発行された臨時財政特例債を計上する。
- 20 「20公共事業等臨時特例債」には、「国の補助金等の整理及び合理化に関する法律」による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う国庫補助負担金等の減少相当額について平成5年度に許可されたものを計上する。

- 2 1 「2 1 減税補てん債」には、平成6～8年度、1 0年～1 8年度の個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために地方財政法第5条の特例として発行された地方債を計上する。
- 2 2 「2 2 臨時税収補てん債」には、平成9年度における地方消費税の未平年化による影響を補てんするため、地方財政法第3 3条の4の規定により許可された地方債を計上する。
- 2 3 「2 3 臨時財政対策債」には、平成1 3～1 8年度における適正な財政運営を行うにつき、必要とされる財源に充てるため、地方財政法第3 3条の5の2の規定により発行された地方債を計上する。
- 2 4 「2 4 調整債（昭和6 0・6 1・6 2・6 3年度分）」には、昭和6 0年度～6 3年度に発行された調整債を計上する。なお、平成元年度～1 5年度許可分については「2 6 その他」に計上すること。
- 2 5 「2 5 減収補てん債（平成1 4年度分）」には、平成1 4年度に許可された地方税の減収補てんのための地方債を計上する。
- 2 6 小計欄の「うち財源対策債等」には、「1 一般公共事業債」の「うち財源対策債等」と「1 7 財源対策債」の数値の合計を計上すること。また、「うち減収補てん債」には、昭和5 0年度～5 4年度、5 6年度～6 1年度及び平成3年度～1 8年度の地方税の減収を補てんするために発行された地方債を計上する。
- 2 7 「2 7 特定資金公共投資事業債」には、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第2条第1項第2号に規定する無利子貸付金を計上する。
- 2 8 「平成1 7年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、前年度の報告に誤り等があった場合は、正しい数値を計上する。
- 2 9 「⑤の財源内訳」の欄中、「特定財源」には転貸債に係る回収金、農地及び公共土木施設等小災害債元利補給金、地方債を財源として充てた事業からの収入金（公営住宅使用料、出資に対する配当金等）等を計上する。
- 3 0 「平成1 8年度末財源対策債現在高」には、昭和5 1年度～5 9年度、昭和6 2年度、平成7年度～1 8年度に財源不足対策（5 1年度は交付税振替分）として発行された地方債の平成1 8年度末現在高を計上する。したがって、表頭「平成1 8年度末財源対策債現在高」、表側「小計（1～2 6）」の数値は、表頭「差引現在高⑤」、表側「1 7 財源対策債」の数値と一致する。
- 3 1 「⑥の借入先別内訳」の欄中、「政府資金」には、財政融資資金特別会計及び日本郵政公社（郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、郵便貯金資金については、郵便貯金特別会計からの借入れを、簡易生命保険資金については簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。
- なお、この「小計（1～2 6）」の額は、

3 9 表	借入先別及び利率別現在高の状況
-------	-----------------

の「1 政府資金の差引現在高」と一致する。
- 3 2 減収補てん債（昭和5 0年度分、5 7年度分、6 1年度分、平成5～7年度分、9～1 8年度分を除く。）及び財政の健全化措置に伴う所要額に係る地方債（財政健全化債）は、事業目的（許可された地方債の区分）別に計上する。

3 8 表	繰上償還額及び公債費比率等の状況
-------	------------------

公債費比率及び起債制限比率

- 1 「平成1 8年度元利償還額④」の各行の計数は、

3 7 表	地方債現在高の状況
-------	-----------

の該当項目の数値と等しくなるため、公営企業債のうち産業廃棄物処理事業債、公有林整備事業債及び草地開発事業債の元利償還額が「平成1 8年度元利償還額④」に含まれることとなるときは、繰上償還額のうち当該公営企業債に係るものを「公営企業債に係るもの⑥」に、繰上償還額を含む当該公営企業債償還額を「公営企業債償還額（繰上

償還分を含む。) ㉔」に計上する。

- 2 「㉔のうち繰上償還額」の「公共用地先行取得等債に係るもの㉔」には、公共用地先行取得等債により取得した用地が補助の対象となって補助金が交付されたとき、直轄事業の対象として買い上げられたとき、それぞれの事業債の対象となったとき、売却等の処分がなされたとき、又は移転新築に要する用地を公共用地先行取得等事業債により取得した場合において移転跡地の売却収入があったときに、当該用地に係る公共用地先行取得等債を繰上償還した額を計上する。
- 3 「任意に行ったもの㉔」には、後年度の財政負担を軽減するため、任意に行った繰上償還の額を計上する。
なお、ここには地方財政法第7条の規定による決算剰余金の処分による繰上償還を含む。
- 4 「その他㉔」には、「公営企業債に係るもの㉔」、「転貸債に係るもの㉔」、「公共用地先行取得等債に係るもの㉔」、「任意に行ったもの㉔」以外のものに係る繰上償還額を計上する。
- 5 「災害復旧費等に係る基準財政需要額㉔」には、普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債等償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債（普通会計に属するものに限る。）償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費（普通会計に属するものに限る。）、災害復興等のための地方債利子支払費、財源対策債償還費、減税補てん債償還費、臨時税収補てん債償還費、補正予算債償還費、公共事業等臨時特例債償還費、臨時財政対策債償還費、被災者生活再建支援基金への拠出のための地方債償還費、合併特例債償還費及び原子力発電施設等立地地域振興債償還費として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るものを除く。）の額を計上する。
- 6 「公営企業債償還額（繰上償還分を含む。）㉔」の公営企業債には、公営企業債のうち一般会計の負担分（上水道事業への出資金等）を含まない。
- 7 「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費㉔」には、普通交付税の算定において事業費補正に算入された基礎数値（地方債の元利償還金に係るものに限る。）に算入率を乗じた数値を計上する。ただし、普通会計に属する地方債に係るものに限る。
- 8 「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出㉔」には、普通交付税の算定において事業費補正に算入された基礎数値に算入率を乗じた数値を計上する。なお、当該債務負担行為については、P F I 事業に係るものは平成12年度以降に設定されたものを、また、次に掲げるものについては平成14年度以降に設定されたものをそれぞれ対象とする。
 - (1) 「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）」等により、独立行政法人都市再生機構（旧住宅・都市整備公団、旧地域振興整備公団、旧日本住宅公団及び旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資を受けたものから利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為
 - (2) 国営土地改良事業並びに独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金
 - (3) 一部事務組合又は広域連合の事業に対する負担金
 - (4) 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料
 - (5) その他これらに準ずると認められるもの
- 9 地域総合整備資金貸付事業債に係る元利償還金は、「転貸債償還額（繰上償還分を含む。）㉔」に計上する。
なお、「37表」との関係で表間エラーが生じる。

10 公債費比率（3行22列）の算出方法

$$\frac{\text{ア（3行12列）}-\text{オ（3行16列）}}{\text{カ（3行17列）}+\text{キ（3行18列）}+\text{ク（3行19列）}-\text{オ（3行16列）}} \times 1,000$$

ア 公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く。）

オ 災害復旧等に係る基準財政需要額

カ 標準税収入額等

キ 普通交付税額

ク 臨時財政対策債発行可能額

11 起債制限比率（3行23列）の算出方法

平成16～18年度の各年度ごとに

$$\frac{\text{イ（13列）}+\text{ウ（14列）}+\text{エ（15列）}-\text{オ（16列）}-\text{ケ（20列）}-\text{コ（21列）}}{\text{カ（17列）}+\text{キ（18列）}+\text{ク（19列）}-\text{オ（16列）}-\text{ケ（20列）}-\text{コ（21列）}}$$

で求めた数値の3カ年の合計×1/3×1,000

イ 公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び公営企業債償還額に係る分を除く。）

ウ 41表その1債務負担行為の状況（つづき）41行17列の額

エ 41表その1債務負担行為の状況（つづき）41行19列の額

オ 災害復旧等に係る基準財政需要額

カ 標準税収入額等

キ 普通交付税額

ク 臨時財政対策債発行可能額

ケ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

コ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

実質公債費比率

- 「公債費充当一般財源等額（繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。）④'」については、「公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び公営企業債償還額に係る分を除く。）④」（以下、「④」とする。）の額から満期一括償還地方債の元金に相当する額（満期一括償還地方債の償還財源を確保するための減債基金への積立額）を除いた額を計上する。よって、満期一括償還地方債を発行していない団体については、④の額と同額となる。
- 「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等㊸」については、地方財政法施行令第11条第1号の規定に基づく満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金相当額（年度割相当額）及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額を計上する。
- 「公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金㊹」については、地方財政法施行令第11条第2号の規定に基づく公営企業等に対する公債費財源繰出額を計上する。
- 「一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金（㊺と重複するものは除く）㊸」については、一部事務組合等の公債費に対して支出した一般財源等額（地方債等の特定財源は除く。）を計上する。ただし、臨時的なもの（繰上償還、買入償却等）に対する支出は除く。（なお、一部事務組合等に対する補助金又は負担金に対して、債務負担行為を設定していることにより「41表その1債務負担行為の状況（つづき）16列の額の合計㊸」（以下、「㊸」とする。）と重複する額がある場合には、当該重複額を控除した数値を記入する。）
- 「93表一時借入金の状況17行1列～14列の合計額」については、各年度における地方自治法第235条の3に基づく一時借入金の利子の合計額を計上する。なお、基金の繰替運用による利子は除くこと（9

3表については平成18年度からの新規調査表であるため、平成16年度及び17年度については別途算出すること。）

6 「災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）④'」については、準元利償還金に係る基準財政需要額に算入された公債費の額を合算した数値を計上する。

7 「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）⑦'」については、準元利償還金に係る事業費補正に算入された基礎数値（㊟、㊠、㊡、㊢に係る準元利償還金に限る。）に算入率を乗じた額を合算した数値を計上する。

8 「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金㊤」については、密度補正（元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）により基準財政需要額に算入された公債費の額を算入する。

9 「密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）②'」については、密度補正（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限り、病院事業債の病床割分、水道事業債の給水人口割分等については除く。）により基準財政需要額に算入された公債費の額を計上する。なお、一般会計出資債の元利償還額を基礎として密度補正により基準財政需要額に算入された公債費があれば合わせて計上する。

10 「介護サービス事業の実質収支」、「有料道路事業の実質収支」、「駐車場整備事業の実質収支」には、平成18年度地方公営企業決算状況調査のうち「26 歳入歳出決算に係る調」における実質収支の額を計上する。

39表	借入先別及び利率別現在高の状況
------------	------------------------

1 「うち旧還元融資資金」には、年金積立金還元融資について計上する。

2 「2 公営企業金融公庫」には、農林漁業金融公庫からの委託を受けて公営企業金融公庫が貸し付ける公有林整備、草地開発事業債に係るものを含める。

3 「3 国の予算貸付、政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。）」の範囲は

37表	現在高の状況
-----	--------

 の「13」の項を参照。

4 「4 市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。

5 「5 その他金融機関」とは、信託銀行、相互銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とする者で「市中銀行」以外のものをいう。

6 「6 保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含めるものである。

7 「7 交付公債」には、用地買収費、補償費等に係るものを計上する。

8 「8 市場公募債」には、市場で公募して資金調達している地方債（住民参加型市場公募債を含む。）について計上する。

9 「9 共済等」には、各種共済組合（恩給組合、その他都道府県が関係している各種機関を含む。）積立金から、その運用として、資金の融資を受けたものを計上する。

10 「11 その他」には、一般住民や特定の会社等から資金の融通を受けたものを計上する。

11 「証書借入分」には、「証券発行分」に該当するもの以外のものについて計上する。

12 「証券発行分」には、地方財政法第5条の3の規定により発行した地方債を計上する。

13 「うち登録債」には、「証券発行分」のうち社債等登録法に基づいて登録した地方債を計上する。

14 「うち振替債」には、「証券発行分」のうち社債、株式等の振替に関する法律により取り扱う地方債を計上する。

15 「特定資金」には、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第2条第1項第2号に規定する無利子貸付金を計上する。

- 16 「平成17年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、前年度の報告に誤り等があった場合は、正しい数値を計上する。

40表	地方債の年度別償還状況
-----	-------------

この調査は、平成18年度末における地方債現在高について、平成19年度から平成28年度までの各年度の償還状況を調査するものである。

- 1 「借入先」については 39表 借入先別及び利率別現在高の状況 の要領によること。
- 2 「財源対策債等（広義）」には、財源対策債、財政対策債、減収補てん債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、調整債（昭和60・61・62・63年度分）、財源対策債等、減税補てん債、臨時税収補てん債及び臨時財政対策債について計上すること。

93表	一時借入金の状況
-----	----------

- 1 この表は、地方自治法第235条の3及び地方公営企業法第29条に基づく一時借入金について、総括（普通会計及び公営事業会計（公営企業会計を含む。）の合計）、普通会計及び公営企業会計を除く公営事業会計に区分し、調査するものである。
- 2 「その1（総括表）」には、普通会計及び公営事業会計（公営企業会計を含む。）の合計額を計上し、「その2（普通会計の合計）」には、普通会計に属する一般会計及び特別会計の合計額を計上し、「その3（公営企業を除く公営事業会計）」には、公営企業会計に属する会計以外の公営事業会計の合計額を計上する。
- 3 「月末残高」欄には、各会計年度別に各月ごとに一時借入金の月末残高を計上する。
- 4 「借入金残高のピーク」欄には、平成18年度会計に属する一時借入金について、各月ごとに各会計の一時借入金の残高の合計が最高額となった日の残高を計上する。
- 5 「一時借入金利子」欄には、平成18年度会計に係る一時借入金の利子を計上する。
- 6 「予算で定めた一時借入金の借入の最高額」には、地方自治法第235条の3第2項及び地方公営企業法施行令第18条第4項に基づき、平成18年度予算に計上された額の合計を計上する。

41表	債務負担行為の状況
-----	-----------

この表は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為に基づいて、平成19年3月31日までに負担した債務及び予算（歳出予算、継続費、繰越明許費及び債務負担行為）に基づかず契約等を行って負担した債務で、平成19年度以降において普通会計の負担により支払うべき義務を負うものの状況を計上する。

- 1 「1物件の購入等に係るもの⑦」については、「その1」及び「その2」に区分してその内訳を計上する。
なお、一括購入に係るものについては、土地と建造物にそれぞれ区分し、土地部分については、「土地の購入に係るもの」に、建造物部分については、「建造物の購入に係るもの」に計上すること。
- 2 「うち公社、協会等に係るもの」については、当該地方公共団体の設立した公社、協会等に係るものについて記入する。例えば公社、協会等が取得した土地のうち、将来当該地方公共団体が住宅、学校等の敷地に供する等の公共的な目的で使用するために当該公社、協会等から取得する予定の土地に係るものを計上する。
- 3 「(1)五省協定に係るもの」には、「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）」等により、独立行政法人都市再生機構（旧住宅・都市整備公団、旧地域振興整備公団、旧日本住宅公団及び旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資を受けた者から利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為額を計上する。
- 4 「(2)共済資金に係るもの」には、地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるため、賃借料を支払うことについて設定した債務負担行為額を計上する。

- 5 「(3)工事が数年度にわたるもの」及び「(4)納期が後年度であるもの」の分別は、債務負担行為設定の時期ではなく、決算の時点（平成19年3月31日現在）で区分する。

したがって、債務負担行為設定時には工事完了及び納期が次年度以降であったが、年度末においては既に相手方の行為の履行があったものは「(5)その他」に計上する。

- 6 「2 債務保証又は損失補償に係るもの④」については、次のとおり区分し、内訳を入力する。なお、「地方公共団体が出資・出えんしている」とは、当該地方公共団体は出資・出えんを行っていない場合で、他の地方公共団体が出資・出えんしている場合も含むこと。

(1) 「(1)地方三公社に係るもの」には、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社に係るものについて計上する。

(2) 「(2)特別法の規定に基づく法人のうち(1)以外に係るもの」には、地方公共団体が出資・出えんしている特別法の規定に基づく法人のうち、地方三公社以外に係るものについて計上する（例：信用保証協会、農協、社会福祉法人）。ただし、銀行、信用組合等金融機関に係るものについては除く（(4)に計上する）。

(3) 「(3)地方公共団体が出資・出えんしている法人のうち(1)(2)以外に係るもの」には、地方公共団体が出資・出えんしている法人で(1)(2)以外に係るものについて計上する（例：財団法人、株式会社）。

(4) 「(4)共同発行債に係るもの」には、共同発行債（住民参加型市場公募債による共同発行を含む。）の発行に伴う連帯債務について計上する。「債務負担行為限度額」には、共同発行団体による共同発行総額から当該団体の負担額及びこれに対する利子相当額を控除した額を計上する。

(5) 「(5)その他に係るもの」には、(1)～(4)以外のものについて計上する（例：地方公共団体が出資していない法人、銀行、信用組合）。

- 7 (1) 「(7)履行すべき額が確定したもの」の欄には、契約により当該団体の履行すべき額が確定しているものについてその額を計上する。

(2) 「(4)履行すべき額が未確定なもの」には単なる危険負担にとどまっており、履行すべき額が未確定なものを計上する。

例えば、公社、協会等が土地を購入する資金を金融機関から借り入れるに当たり、地方公共団体が、当該金融機関との間に債務保証契約を締結している場合において当該公社、協会等が支払不能等となったため、当該地方公共団体が当該債務保証契約に基づき支払うべき額が具体的に確定したもの以外のものについて計上する。

- 8 「利子補給等に係るもの」については、内訳として利子に係るものと元金に係るものとを記入すること。

- 9 「その他実質的な債務負担に係るもの」の「債務負担行為限度額④」欄には、本来予算に基づいて行われるべき契約等（支払いに伴うもの）を予算に基づかず行った場合につき、その額を計上する。

- 10 「債務負担行為限度額④」には、当該年度末までに決定された債務負担行為の限度額を計上する。この場合、平成19年度以降の支出予定額はないが、平成18年度に支出額があったものに係る限度額を含めて計上する。

- 11 「⑥のうち18年度末までに相手方の行為の履行があったもの等」の欄の「1 物件の購入等に係るもの」にあつては、契約上、支払時期が平成18年度以降とされているものであっても、平成19年3月31日までに相手方の行為の履行があったもの（部分払いを行う契約がなされている場合には既納部分又は既済部分に係る履行の確認を終えたもの）について計上する。

- 12 「⑦のうち表番号03表（繰越額等）に計上した額」には、「⑥のうち17年度末までに相手方の行為の履行があったもの等⑦」に計上したもののうち「03表繰越額等の状況」に事業繰越額又は支払繰延額として

計上したものがあれば、そのものにつき03表の「翌年度に繰越すべき財源④－⑤」の欄の「事業繰越額」、
「支払繰延額」欄に算入した額を計上する。

- 13 「⑤のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの⑥」は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係る債務負担行為に基づく平成17年度支出額の一般財源等の額を計上するものであり、物件の購入等で平成16年度までに相手方の行為の履行があったものに対し5年以上にわたる債務負担行為を設定して支払いを行っているもの及び公共的団体等への元利償還金等の元利補給金等を計上するものであること。

なお、用地及び教職員住宅等の年賦購入で所有権の移転の有無を問わず、実質的に相手方の行為の履行があったものについても上記に含めて計上すること。

- 14 「⑤のうちPFI事業における債務負担行為に係るもの」には、PFI事業（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づいて行う事業）における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。

なお、表側「アの内訳 その2」については、すべて「(5)その他」に計上すること。

- 15 「⑤のうち五省協定・負担金等における債務負担行為に係るもの」には、次に掲げる債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。
なお、内訳として、平成14年度以降に債務負担行為を行い支出を行ったものについて計上すること。

- (1) 「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）」等により、独立行政法人都市再生機構（旧住宅・都市整備公団、旧地域振興整備公団、旧日本住宅公団及び旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資を受けたものから利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為
- (2) 国営土地改良事業並びに独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金
- (3) 一部事務組合又は広域連合の事業に対する負担金
- (4) 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料
- (5) その他これらに準ずると認められるもの

42表	債務負担行為の目的別状況
-----	--------------

この表は 41表 債務負担行為の状況 の平成19年度以降支出予定額を目的別に計上するものである。

「うち公社、協会等で公共用地として保有しているもの」には、公社、協会等が公共用地として保有しているものについて、都道府県が将来買い取ることを前提としているが、まだ債務負担行為を設定していないものを計上する。

45表	道路交通安全対策の状況
-----	-------------

- 1 「交通安全のための施設設置費」の「1道路管理者分」「一種」及び「二種」には、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する費用を計上する。

(1) 「一種」とは、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）、歩道、自転車道、自転車歩行者道、登坂車線等、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、路肩の改良又は視距の改良及び交差点改良等である。

(2) 「二種」とは、道路標識、区画線、さく、街灯、道路照明灯、道路情報提供装置、視線誘導標等である。

- 2 「交通安全のための施設設置費」の「2公安委員会分」のうち「(1)信号機」から「(4)交通管制センター」までについては、上記法律第2条第3項第1号に規定する当該費用を計上する。

- 3 「踏切」には、踏切道の交差部分の拡幅・舗装、勾配・交差角の改良に要する費用を計上する。
- 4 「救急自動車」には、救急自動車の設置に要する費用を計上する。
- 5 「交通安全のための施設補修費」の「1 道路管理者分」「(1)道路反射鏡等」には、道路反射鏡及び区画線の補修に要する費用を計上する。
- 6 「交通安全運動」には、交通安全運動推進費、交通安全協会の負担金等を計上する。
- 7 「交通整理隊」には、みどりのおばさんの給与費、児童の交通安全のための交通整理等に要した経費を計上する。
- 8 「交通事故相談」には、交通事故相談所の運営費、交通事故被害者の救済相談等に要した経費を計上する。
- 9 「救急業務」には、救急自動車購入費を含めない。
- 10 「人件費②」には、交通安全対策を推進するために設置された交通安全対策課（室）等の職員、交通関係に専従する警察官、交通巡視員の人件費を計上する。

5 1 表	施設の管理費等の状況
-------	------------

- 1 この表は、「平成18年度都道府県公共施設状況調」のうち当該団体の管理する施設（管理、運営を委託している施設を含む。）についてのみ計上する。したがって、一部事務組合により設置、運営されている施設は除く。
- 2 調査時点は、別に指定するものを除くほか、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。
- 3 「年間所要経常経費」には、建設事業費、補助金等の臨時的経費、経常経費である地方債元利償還金を除いた管理運営に係る経常経費のみを計上する。なお、「④の財源内訳」には、年間所要経常経費に実際に充当された額を計上するものであり、使用料等で過充分の額は除いて計上し、一般財源等欄での△計上はしないこととする。
また、いくつかの施設をまとめて管理している場合にあっては、各施設に区分し当該施設分について計上する（区分が明確でない場合は、実態に応じてあん分する。）。
- 4 「⑦のうち指定管理者に対するもの」については、指定管理者制度により公の施設の管理を行っている施設について計上する。
- 5 「全日制高等学校」の「年間所要経常経費」及び「職員数」欄には定時制高等学校に係るものを含まないものとする。
- 6 「公営住宅等」には公営住宅法第2条第2号に基づくもの（公営住宅）のほか、住宅地区改良法第2条第6項に基づくもの（改良住宅）及び都道府県が一般住民に賃貸するもの（単独住宅）を含むこととし、「人件費」及び「職員数」については、専らこれらの住宅の管理に従事するものについて計上すること。なお、住宅管理人に対する手当は人件費に計上する。
- 7 「救護施設」には生活保護法第38条第2項に基づくものを計上する。
- 8 「児童自立支援施設」、「知的障害児施設」には児童福祉法に基づくものを計上する。
- 9 「養護老人ホーム」には老人福祉法に基づくものを計上する。
- 10 「知的障害者更生施設」には、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設のうち入所分のみを計上する。
- 11 「肢体不自由者更生施設」には、身体障害者福祉法に基づくものを計上する。
- 12 6から10に係る施設の「年間所要経常経費」は、

07表～13表	歳出内訳及び財源内訳
---------	------------

の支出科目に準拠して計上するものとする。
- 13 「職業能力開発校等」には職業能力開発促進法第15条の6に基づく職業能力開発校、職業能力開発短期

大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校について計上する。

- 14 「県民会館」には、県民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設を計上する。
- 15 「図書館」には、図書館法第10条の規定により設置している図書館について計上すること。
- 16 「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設（総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館及びその他（野外博物館、動物園、植物園、水族館））について計上する。
- 17 「図書館」、「博物館」、「体育館」、「陸上競技場」、「野球場」に係る施設には、学校施設は含めない。
- 18 「職員数」には、当該団体の職員数のみを計上し、施設の管理、運営を委託している場合の委託先の職員は含めない。
- 19 「検算」欄には、単純に01行から16行までの数値を合計して入力する。
- 20 各調査項目の入力に当たっては、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。

80表	道路関係経費の状況
-----	-----------

この表は、道路関係経費の歳出内訳及び財源内訳について調査するものである。

- 1 表側の目的別区分は、07表～13表 歳出内訳及び財源内訳 の区分による。「道路橋りょう費」及び「街路費」を除く各目的別区分には、道路に係るものに要した経費を計上する。

なお、「道路に係るものに要した経費」には、農道又は林道に係る経費及び橋りょう、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設、工作物、附属物等に係る経費を含むものである。

- 2 「経常的経費」には 15表 性質別経費の状況 における経常的経費の区分にかかわらず人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を計上する。
- 3 「六一般財源等」のうち「1自動車取得税」、「2軽油引取税」、「3地方道路譲与税」、「4石油ガス譲与税」及び「5地方道路整備臨時交付金」には、平成18年度収入額（自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金をそれぞれ控除したもの）を計上すること。「6その他」には、「六一般財源等」から「1自動車取得税」（同交付金控除後の額）、「2軽油引取税」（同交付金控除後の額）、「3地方道路譲与税」、「4石油ガス譲与税」及び「5地方道路整備臨時交付金」を差し引いた額を計上する。この額が△数値計上となる場合は、充当方法に誤りがある場合も考えられるので注意すること。
- 4 目的別区分において、「3都市計画費（3）その他」には、都市計画費のうち、「（1）街路費」及び「（2）区画整理費等」以外の経費を計上する。主に想定しているのは、下水道関連事業費である。
また、「8その他」については、1～7に掲げる経費以外の経費を計上する。主に想定しているのは、水道関連事業費である。
- 5 目的別区分「うち他会計繰出金」については、次の計算式により算出する。
他会計繰出金＝（当該事業に係る繰出金）× {（当該事業の道路関係事業費）×（当該事業の全体事業費）}
※ 道路台帳に管理されている道路に限定。
- 6 合計(A)の数値と合計(B)の数値は一致する。

第三 公営事業会計入力要領

一 調査事項

調 査 表 ペ ー ジ	電 算 用 表 番 号	調 査 表 名
5 4	7 0	収益事業会計決算の状況
		その1 収益事業会計決算の状況
5 5－1	7 1	〃 その2 宝くじ事業の状況
5 5－2	7 2	〃 その3 収益金の使途状況
5 6	7 3	交通災害共済事業会計決算の状況（直営分のみ）
5 7	7 4	公立大学附属病院事業会計決算の状況
5 8－1	7 5	公営事業会計に係る事業債現在高等及び普通建設事業費等の調
5 8－2	7 6	公営事業会計に係る事業債の借入先別及び利率別調
5 8－3	9 2	公営事業会計に係る事業債の年度別償還状況

二 調査表入力上の一般的注意事項

「第二、三の調査表入力上の一般的注意事項」を参照のこと。（P 1 0～参照）

三 各調査表入力上の留意事項

収益事業会計決算の状況（7 0 表～7 2 表）

7 0 表	収益事業会計決算の状況
-------	-------------

この表は地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものについても調査するものである。

- 「歳入」の「4 繰越金」の「(2)繰越事業費等繰越財源充当額」には、地方自治法施行令第1 4 5 条第1 項（継続費の通次繰越）、同令第1 4 6 条（繰越明許費）又は同令第1 5 0 条第3 項（事故繰越）に基づいて1 7 年度から1 8 年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を計上し、「(1)純繰越金」には、その他の繰越金を計上する。
- 「歳入」の「5 公営企業金融公庫納付金還付金」には、地方財政法施行令第1 7 条の2 第7 項の規定により公営企業金融公庫から還付を受けた金額を計上する。
- 「歳入」の「7 その他」には、「1 入場料」、「2 車馬券等売上金」、「3 繰入金」、「4 繰越金」、「5 公営企業金融公庫納付金還付金」及び「6 地方債」のいずれにも該当しないすべての収入を計上する。
- 「歳出」の「1 開催費」には、「(1)払戻金」、「(2)返還金」、「(3)常勤職員人件費」、「(4)臨時職員賃金等」、「(5)施設等使用料」及び「(6)その他の開催経費」の合計額を計上する。なお、この場合、「(4)臨時職員賃金等」には臨時従業員に支払われる賃金、手当、一時金、退職金等のすべての労務費を計上し、「(5)施設等使用料」には競技場借上料、用地使用料等の使用料を計上し、「(6)その他の開催経費」には(1)～(5)以外のすべての経費、すなわち旅費、会議費、警備費、都道府県自転車競走会等への委託金等競技の開催に要した経費のうち(1)～(5)に計上した経費以外のすべての経費を計上する。
- 「歳出」の「2 交付金」には、法の規定により日本自転車振興会等に交付する交付金を交付根拠法令に基づく交付区分ごとに計上する。
- 「歳出」の「3 公営企業金融公庫納付金」には、地方財政法の規定に基づき公営企業金融公庫に納付した

納付金の額を計上する。

- 7 「歳出」の「7前年度繰上充用金」には、地方自治法施行令第166条の2の規定により前年度の歳入不足額に充当するために支出された金額を計上する。
- 8 「歳出」の「8その他」には、「1開催費」、「2交付金」、「3公営企業金融公庫納付金」、「4地方債償還金」、「5繰出金」、「6設備改善費」及び「7前年度繰上充用金」のいずれにも該当しないすべての支出を計上する。
- 9 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額、明許繰越額、事故繰越額、事業繰越額及び支払繰延額から未収入特定財源を控除した額を計上する。
- 10 「未収金」、「未払金」には、当該収益事業会計が地方公営企業法の財務規定等を適用することとなった場合で、発生主義のために18年度予算執行が行われるが、18年度末貸借対照表上で未収金、未払金となるものをそれぞれ計上する。
- 11 「職員数」の「常勤職員」には、当該団体が直接その給与を負担するものについて平成19年4月1日現在の実人員を計上する。
- 12 「職員数」の「1開催平均臨時職員」には、平成19年度において競技開催のため臨時に雇用又は動員した従事者の1開催1日当たりの平均数を計上する。
- 13 「開催回数」には、平成18年度において開催した回数を計上する。
- 14 「宝くじ事業会計」については、収益金及び運用利益金を「歳入」の「6その他」に計上する。

72表	収益金の使途状況
-----	----------

- 1 この表は、競馬事業、自転車競走事業、小型自動車競走事業、モーターボート競走事業及び宝くじ事業のそれぞれの事業別に区分して計上すること。なお、収益事業を行っている一部事務組合においては作成する必要がない。
- 2 「収益金繰入額④」には、当該団体が各事業から収入した収益事業収入について計上する。
- 3 「公営事業会計へ繰出し」には、収益金を財源にして普通会計から公営事業会計へ繰り出した額（法適用事業会計への負担金、補助金、出資金及び貸付金を含む。）を計上する。
- 4 「税収入⑧」には、各団体の

04表	歳入内訳
-----	------

 の「1地方税」の額を計上する。
- 5 「一般財源⑨」には、各団体の

04表	歳入内訳
-----	------

 の「1地方税」、「2地方譲与税」、「3市町村たばこ税都道府県交付金」、「4地方特例交付金」及び「5地方交付税」の合計額を計上する。

73表	交通災害共済事業会計決算の状況
-----	-----------------

- 1 この表は、都道府県が、直接、交通災害共済事業を実施した会計の状況を調査するものである。
なお、特別会計を設けず一般会計内で処理している場合においても、その部分を分別し、交通災害共済事業会計として取り扱うものである。
- 2 歳 入
 - (1) 「1共済掛金収入」には、交通災害共済の掛金として個人から納付されたものに限り計上する。したがって、生活保護法適用者又は小・中学校の児童・生徒等の掛金を、条例等により減免し、これに相当する額を普通会計から繰り入れた場合は、「5繰入金」の「(1)普通会計からのもの」に計上する。
 - (2) 「3預金利子等」には、準備金積立金、基金運用及び歳計現金から生ずる預金利子等を計上する。
 - (3) 「5繰入金」の「(2)その他からのもの」には準備金積立金及び基金の取崩し額を計上する。
- 3 歳 出
 - (1) 「1総務及び業務費」には、交通災害共済の事務の実施に必要な経費を「(1)人件費」、「(2)物件費」及び

「(3)その他」に分けて計上する。

(2) 「2 共済見舞金」には、死亡等の事故により給付した見舞金を計上する。なお、生活保護法適用者等について普通会計のみで給付を行っている場合は計上しない。

(3) 「3 繰出金」の「(2)その他へのもの」には、準備金積立金及び基金への積立て額を計上する。

4 「収支」の「未経過共済掛金」には、加入者に係る共済責任期間が年度をまたがって継続する場合、その決算時点以降の未経過に係る期間に相当する額を月割によって計上する。

5 「見舞金基準及び給付の状況」には、傷害の程度の等級により給付する見舞金の基準額及び給付の状況を計上する。

6 「参考」の「事業実施年月日」には、次の記載例により年月日を入力する。

18年4月1日の場合

1	8	0	4	0	1
---	---	---	---	---	---

また、「契約期間」の欄には、いずれかに該当する欄に「1」と入力する。

74表	公立大学附属病院事業会計決算の状況
-----	-------------------

この表は、公立大学附属病院事業に係る収支を調査するものである。

75表	公営事業会計に係る事業債現在高等及び普通建設事業費等の調
-----	------------------------------

この表は、事業会計における事業債現在高等、普通建設事業費及び維持補修費について、その決算額と財源内訳を計上すること。

76表	公営事業会計に係る事業債の借入先別及び利率別調
-----	-------------------------

この表は、公営事業会計に係る事業債の借入状況を調査するものである。

39表	地方債の借入先別及び利率
-----	--------------

別現在高の状況

の入力要領参照のこと。

92表	公営事業会計に係る事業債の年度別償還状況
-----	----------------------

この表は、公営事業会計に係る事業債の年度別償還状況を調査するものである。

40表	地方債の年度別償還
-----	-----------

状況

の入力要領参照のこと。